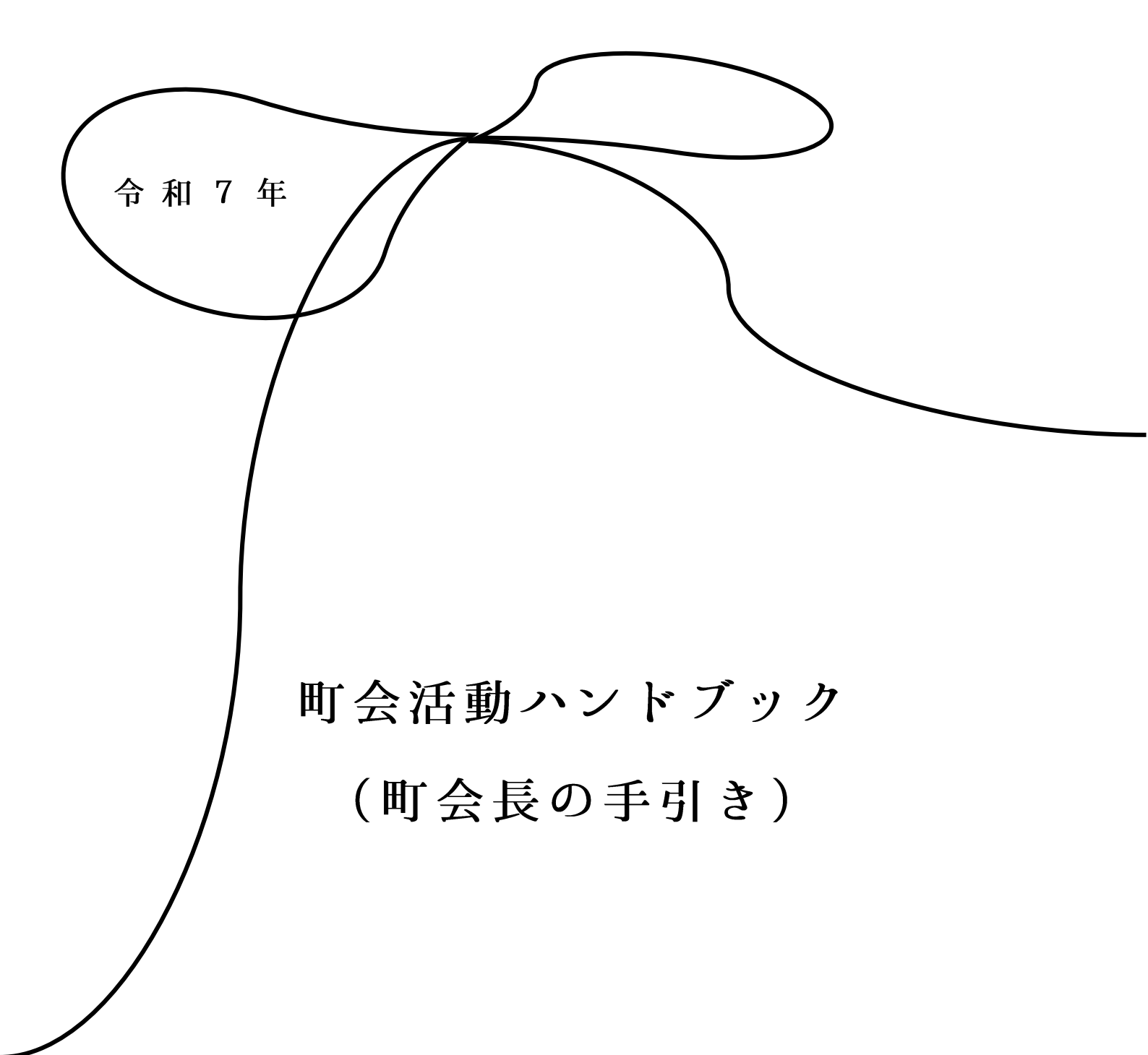




令和 7 年

町会活動ハンドブック
(町会長の手引き)

松本市町会連合会
松 本 市

は じ め に

各地区町会連合会長、各町会長の皆様には、それぞれの地域において町会活動の中心となりご尽力いただき、感謝申し上げます。

『町会活動ハンドブック』は、基本的な町会運営についての事柄、各地区・町会を対象とした松本市の補助金等の概要、各地区・町会に市が推薦をお願いしている委員等について、まとめています。また、地区・町会役員の皆様への報償費・役員手当等を分かりやすく記載するとともに、町会運営に関係のある市役所担当課の連絡先についても掲載いたしました。このハンドブックが、町会活動を進めるうえでの一助になれば幸いです。

松本市は、自然環境、観光資源、医療機関に恵まれ、人口減少時代に直面する地方都市の中で特筆すべき大きな潜在力・可能性を持っていると考えます。誰も置き去りにしない、どの地域も取り残さない、誰もが豊かな松本市を作るため、地区町会連合会長、各町会長をはじめとする地域の皆様と松本市とのより一層の協働をお願いいたします。

令和 7 年 5 月

松 本 市 長

臥雲 義尚

松本市町会連合会会長 中田 景文

目 次

はじめに

1 町会の役割など	1
●町会とは	
●町会長の役割	
2 町会組織図	2
●単位町会の組織	
●地区町会連合会の組織	
3 町会運営のコツ	3
●町会の運営	3
●計画的な町会運営.....	4
●適正な会計処理.....	4
●町会への加入促進.....	6
●個人情報保護について.....	8
4 町会運営 Q&A	11
●町会費について.....	11
●神社費について.....	12
●出不足金について.....	13
●マンションの町会加入について.....	13
●ごみステーションの利用について.....	14
●町会加入の必要性について.....	14
●役員のなり手について.....	15
●町会の活性化について.....	16
●町会の意義について.....	17

5 認可地縁団体について…………… 1 8

6 市等からの依頼、支援…………… 2 5

- 町会と市との関係…………… 2 5
- 町会への依頼事項…………… 2 5
- 募金について…………… 2 6
- 町会への支援…………… 2 7
- 町会への依頼及び支援年間スケジュール…………… 3 0
- 別表 1 市が地区に選出を依頼している役員等…………… 3 6
- 別表 2 市が町会に依頼している役員等…………… 3 7
- 別表 3 地区・町会に依頼している募集事業、募金等…………… 3 8
- 別表 4 地区を対象とする補助金、交付金等…………… 3 9
- 別表 5 町会を対象とする補助金、交付金等…………… 4 6
- 別表 6 任意団体・市民活動団体を対象とする交付金等…………… 5 5
- 別表 7 地区役員に対する報償費等…………… 6 3
- 別表 8 町会役員に対する報償費等…………… 6 4

資料編…………… 6 5

- 災害時サポート事業所登録制度について…………… 6 6
- 市役所の主な連絡先…………… 7 3
- 地域づくりセンター 一覧…………… 7 6
- 松本安心ネット・消防団員募集について…………… 7 7
- 自治会を通じた「赤い羽根共同募金」の集金について
—長野県共同募金会の考え方と留意事項—…………… 7 8
- ごみステーションの維持管理・利用に係る Q&A…………… 8 5
- 地域づくりに関係する補助金・交付金の目的別索引…………… 8 7

1 町会の役割など

Q 町会とは

自分たちの住む地域を、自分たちの手でより良くするための活動を行っている任意の自治組織です。さまざまな活動を通して、安心・安全な暮らしやすいまちづくりを目指しています。

例えば、こんな活動を行っています。

- ① 住民相互の連絡
- ② 生活環境の整備
- ③ 地域福祉や公民館活動
- ④ 交通安全及び防災、防犯活動

町会は、その地域に住む人全員が参加できる公共的な性格を有し、松本市では、地域住民の意見を代表する組織としての役割を持っています。

Q 町会長の役割

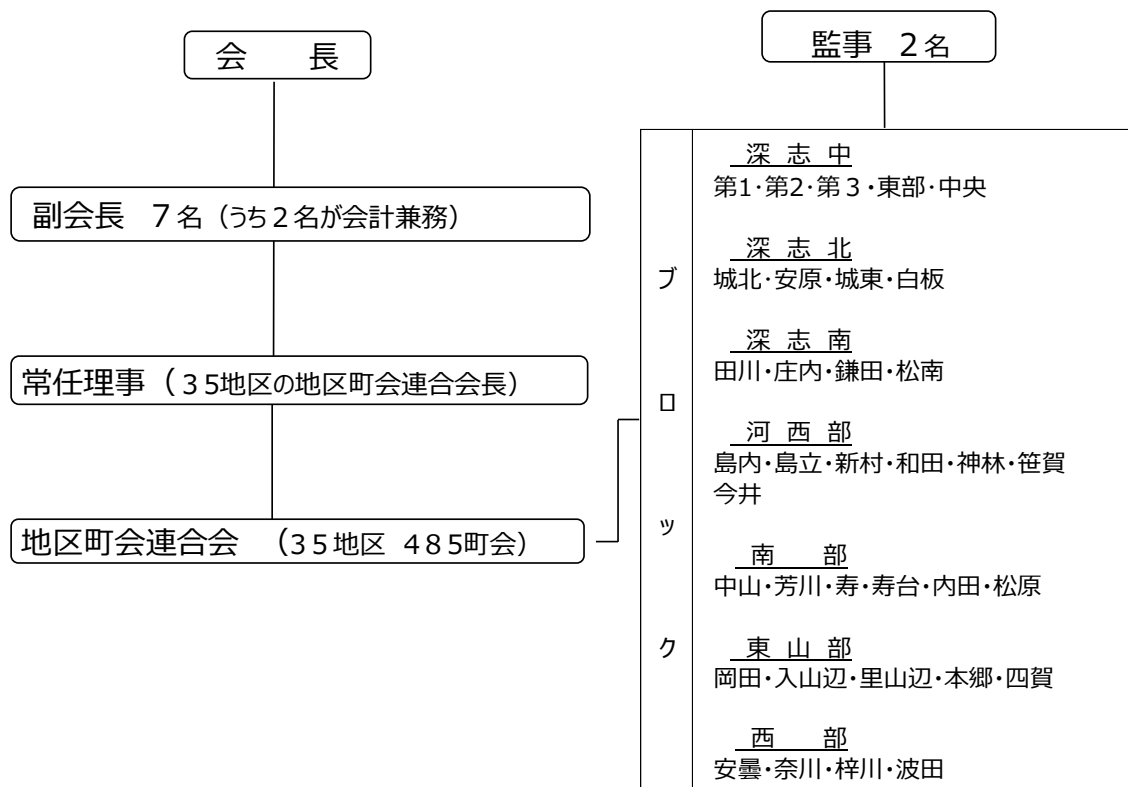
町会長は、総会や選挙等において会員の皆さんによって選出されます。

主な役割は以下のとおりです。

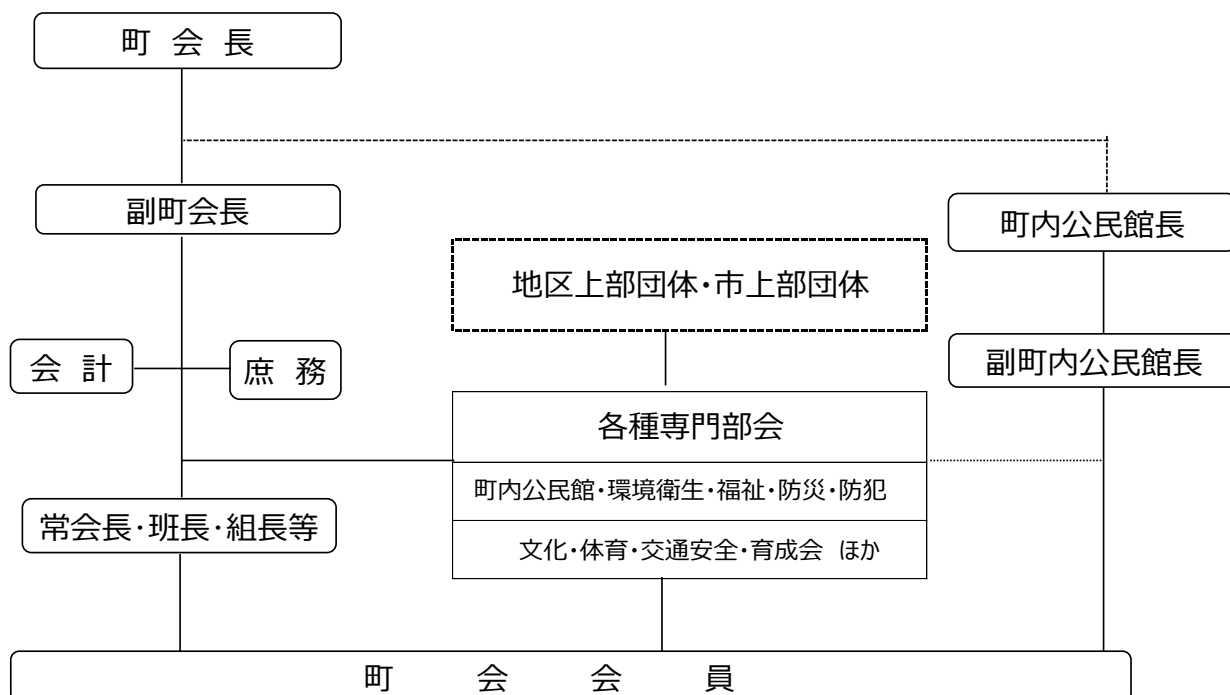
- ① 町会の代表者として活動を統括し、活動の中心となって民主的な町会運営を進めること
- ② 地域内の問題について、会員や地域に関係する皆さんからの相談を受けること
- ③ 意見の取りまとめを行うこと
- ④ 市をはじめとする行政や他の機関に対する町会の窓口となること 等

○ 町会組織図

松本市町会連合会



一般的な単位町会組織 例



3 町会運営のコツ

Q 町会の運営

地域には、年齢、職業、出身や考え方が違う様々な人が生活しています。このような人たち全員が参加できるような町会運営をすることが、民主的な運営といえます。

① 明確なルールづくりをする

これといった取り決めがなく、「以前からそうだったから」という理由だけで活動している場合には、規約や会則を定めて明確なルールをつくりましょう。

トラブルになりがちな役員の決め方や町会費の使い道など丁寧に話し合い、不平等感のないルールをつくっておくことが大切です。整備されたルールを定めることで、運営方針や会費を変更する場合は、変更内容を会員に説明し、了承を得る必要があるため、意思決定の過程が明確になります。ルールを明文化しておけば、新しく役員になる人や新規加入する人も安心して活動できます。

② 役員の負担を軽減する

役員を選出する際には、各家庭の事情を考慮しつつ、不公平感のない決め方をすることが大切です。できるだけ多くの方が運営に参加できるよう、会合の時間をずらしたり、自分のペースでできる業務を依頼したりするといった工夫をしてみましょう。負担が偏ることのないよう、一つの役を複数人で担当するのも良いかもしれません。

③ 無理のない範囲で活動する

町会では、運動会や夏祭り、清掃活動、防災訓練、親睦旅行等様々な行事を行います。長く続けてきた行事でも、高齢化や人口減少などによって参加者が少なくなっていないでしょうか。町会の活動は、地域住民の協力で成り立つものです。人手も資金も限られているため、無理のない範囲で行うことが大切です。

任意団体である町会には、「こうしなければならない」という決まりはありません。行事の内容は時代に合わせて見直し、場合によっては開催自体を取りやめる必要もあるでしょう。代わりに新しいイベントを考えたり、重点目標を決めて力を入れたりなど、柔軟な活動を行ってみてください。

Q

計画的な町会運営

円滑な町会運営ができるよう、活動の進め方や町会費等の使途の計画をたてましょう。

① 事業計画・事業報告

事業計画は、町会活動をどのように進めていくかを具体的に示すものです。また、住民が活動の目的や内容を共有し、連帯して取り組むためにも必要なものです。そのため、事業計画の策定にあたっては、できる限り多くの意見を聞き、皆さんが参加できる事業内容や実施方法を工夫するなどの配慮が必要です。

事業年度が終了したときには、会員に対して事業報告を行い、活動を振り返りましょう。

② 予算・決算

予算は事業計画に基づいて編成します。予算は、会員から集めた大切な会費の使い道を示したもので、会員の納得が得られるように、正確で分かりやすい内容にしましょう。

決算は、1年間の収支を明らかにするもので、会計年度が終了した時には、ただちに決算書を作成します。決算書には証拠書類や預金通帳などを添えて監査を受け、総会に報告して承認を得ます。

③ 会計

会計は、町会活動に伴う収入・支出を管理し、帳簿に記録するとともに、領収書などの証拠書類を整理・保管し現金や預金通帳の管理なども行います。したがって、会計の仕事には正確性が求められます。会計期間は毎年4月1日から翌年3月31日に設定している町会が多いようです。

④ 監査

監事は、予算や事業の執行状況について監査を行い、その結果を総会で報告します。

監査では、会の目的に沿って適正に事業が進められているかどうかを監事が確認し、不適切な会計処理等があれば、その改善方法について口頭または文書により、総会などで報告します。

Q

適正な会計処理

町会活動にはお金が必要です。収入の中心は、会員の皆さんが納めた大切なお金（会費）です。皆さんが納得のできる、分かりやすい適正な会計事務を進めましょう。

① 収入

町会の収入は、町会費が主要な財源です。その他に、資源物回収・バザーによる収益金、

公民館使用料、寄付金などで賄われています。

確 認

収入処理の手順

- 1 収入科目ごとに帳簿を整理し、収入の明細（収入年月日、金額、収入先、単価、人数など）を記入
- 2 収入の証拠書類を日付順に整理して保管
- 3 できる限り手元に現金を置かないよう収入した現金は速やかに預金
- 4 預金後は、通帳の金額と帳簿に記載した金額に違いがないことを確認

② 会費

町会活動をするには、どうしてもお金がかかります。これを賄うのが町会費です。自分たちの町会で実施したい事業にかかる経費を考えながら、会員の皆さんが納得の上で、会費を決めていくことが大切です。

③ 支出

町会の支出は、会の規模や活動の内容で異なります。

支出は、「総務費」と「事業費」の大きく2つに分けることができます。

確 認

総務費

町会の運営に関わる全体的な支出

一般的には会議費、通信運搬費、事務消耗品費、備品費、印刷費、助成金、人件費、また公民館運営に関わる水道料金、光熱費、修繕費などがあります。

事業費

活動のための支出

各事業の内容や費用、活動量により予算が組まれ、執行されます。

Q

町会への加入促進

近年、町会（自治会）の加入率は、全国的に減少傾向にあるのが現状です。

松本市においても町会加入率は少しずつ減少しており、役員のなり手不足や行事への参加者の減少が、多くの町会で課題となっています。

町会は、任意の自治組織であり、加入は個人の意思によるため、強制することはできませんが、市では、転入者に町会への加入方法を伝えるチラシ配布や町会の果たしている役割や活動を紹介するチラシを市民課や地域づくりセンターの窓口において町会への加入を推奨しています。町会長を中心に、町会の役員や会員の皆さんがご近所に新しく転入してきた方との交流を図り、町会についての理解を深めていただいたうえで、加入を勧めることが有効な加入促進の手段となります。

町会紹介チラシ



各町会における加入促進チラシ（例）

一緒に暮らしやすい地域をつくりませんか

令和〇年〇月

〇〇町会

会長 〇〇 〇〇

わたしたちの町会では、居住している会員の皆さんが、自らの手で安全・安心な住みよいまちづくりをめざして様々な活動に取り組んでいます。

ことわざにもあるように「遠くの親戚より、近くの…」とも言いますが、ご近所付き合いによる支え合いで、住んでいる地域を共に快適で暮らしやすい地域にしていきたいと思います。

私たちの町会活動の紹介と加入案内

- 安全・安心のまちづくり
 - ・生活道路への防犯灯の設置や、その電気代、補修などについて市の補助制度を利用し管理しています。
 - ・防災と福祉のまちづくりとして、自主防災組織を設置、防災訓練を実施しています。また市の補助を活用して資機材を整備し、災害等に備えています。
 - ・いざという時のために、避難行動要支援者名簿等を活用し、地域の助け合いやつながりをつくっています。
 - ・町内にある公園の草刈りや清掃を行い、住民が気持ちよく利用でき、子どもが安心して遊べる環境を保全しています。
- 行政と住民とのパイプ役
 - ・身近な道路の補修等町会内の様々な問題をまとめて行政に要望しています。
 - ・市広報や市からのお知らせ等の配布・回覧をしています。
- 快適な生活のために
 - ・家庭から出るごみの収集場所（ごみステーション）の設置や清掃管理をしています。
- その他、会員相互の親睦や、文化活動として新年会、敬老会、運動会、各種講習会等を実施しています。
- 会費は、年額〇〇〇円です。なお、〇〇〇のため入会金〇〇〇円もいただいております。会費は、年度当初、入会金は入会時に組長が集金しています。
- 役員は、組毎に輪番制で組長を選出しています。
 - ・組長の仕事は、回覧板の回覧、市広報などの配布、会費の集金、毎月1回の役員会参加です。
- 入会するには
町会長か、お近くの組長へご連絡をお願いいたします。また、入会に際し、町会の活動等について質問がありましたらお気軽に役員へご相談ください。
 - ◎町会長 〇〇 〇〇 住所〇丁目〇番（〇〇商店隣）電話 12-1234
 - ◎〇組組長 〇〇 〇〇 住所〇丁目〇番（〇〇商店隣）電話 23-2345

Q

個人情報保護について



←詳細はこちら

平成 27 年 9 月に個人情報保護法（以下「法」という。）が改正され、その施行日である平成 29 年 5 月 30 日以降、町会を含む全ての事業者は、法のルールに沿って個人情報を取り扱うことが求められています。

① 名簿を作成・保管するときのルール

- (1) 個人情報を集める前
利用目的の特定と利用目的による制限
- (2) 個人情報を集め、利用するとき
 - 利用目的の通知等
 - 不適正な利用の禁止
- (3) 保管しているとき
 - 安全管理措置
 - 内容の正確性の確保等

② 名簿を第三者に提供するときのルール

- (1) 【原則】本人の同意
ただし、以下のような場合等、同意を得なくても提供できる場合があります。
 - 法令に基づく場合
例：警察、裁判所、税務署からの照会等、法律や政令等に定めがある場合
 - 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるとき
例：災害発生時に、会員の安否確認のために警察・消防機関等に名簿を提供する場合
- (2) 提供に関する記録の作成義務

③ 名簿の取扱いを委託するときのルール

- (1) 委託先の監督
- (2) 本人の同意や提供に関する記録の作成は不要

④ 個人情報の取扱いに関する留意点

「個人情報取扱方法」などを町会で定め、会員に周知することが適当です。

〇〇〇町会個人情報取扱方法【参考例】

(令和〇年〇月総会議決)

(目的)

第1条 この取扱方法は、〇〇〇町会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、本会の円滑な運営と個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「世帯台帳」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、住所、氏名（家族、同居人を含む。）、電話番号、性別、生年月日、支援の必要な状況、緊急時連絡先その他の事項で会員が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における要援護者の支援活動

(管理)

第6条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

個人情報保護に関する Q&A

(自治会・同窓会向け「会員名簿を作るときの注意事項」から)

Q 利用目的の特定の手続きはどのように行えばいいのですか。

A 団体の規約等に則って決めてください。

なお、特定した利用目的は、本人への明示や通知、掲示や回覧等への対応のため、文書化して管理することが望ましいです。

Q 一度特定した利用目的を変更することはできますか。

A 変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲であれば、改めて本人の同意を得なくても利用目的の変更が可能です。変更後の利用目的は、本人に通知、又は掲示・回覧等する必要があります。

ただし、例えば、「災害時の連絡のため」として取得した連絡先を「イベントの告知」に利用する場合、関連性を有するとは認められないため、原則として、本人の同意を得る必要があります。

Q 本人の同意を得るとはどういうことですか。

A 「同意」とは、本人の個人情報、個人情報取扱事業者によって示された取扱い方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示のことです。

そして、「本人の同意を得る」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいいます。

事業の性質や個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法で行ってください。

Q ある会員から第三者提供について同意を得られなかった場合、その会員の 情報が載った名簿の利用や配布はどのようにすればいいでしょうか

A 個人情報を取得する段階で、利用目的を説明し、使い方について理解を求めることが重要です。

会員に配布する場合は、同意が得られた項目はそのまま、同意が得られなかった項目はマスキング等の処理をしてから、配布すること等が考えられます。

4 町会運営 Q & A

町会活動を行っていく中で、様々な疑問点や問題点などが出てくると思います。その際は、参考にしてください。

Q 町会費について

Q-1 町会費を滞納する人に対して、どのように対応すればいいでしょうか。

A-1 町会費を滞納するのには何らかの理由が考えられますので、まずは滞納している理由を明確に把握して対応を考えましょう。

例えば・・・

- 家を留守にすることが多く、会費を支払う機会を逃している場合
集金方法を一括払いにする、または口座振込にするなどの工夫が効果的です。
- 町会の活動に対して賛同できないので支払いたくない、という場合
滞納者が何に納得できないのか、詳しく聞いてみましょう。滞納者の言い分に一理あるなら、活動を見直すきっかけになるかもしれません。また、活動について説明するときは、活動報告書や決算報告書などの資料を用意して、具体的に説明することが必要です。
- 会費を支払う経済的な余裕がない高齢者や単身者、学生などの場合
基準を設けて会費を減免するなどの対策が必要な場合も考えられます。

理由によって対応は様々ですが、滞納者への対応方法は、集金を担当する人だけでなく、町会役員全体で考えていくことが大切です。

Q-2 町会費の徴収に関して注意することは何ですか。

A-2 町会費は、多岐にわたる町会活動に活用されています。使途としては、例えば、敬老会や運動会などの町会行事に係る経費、公民館などの建設に係る経費、総会や役員会等の会議に係る経費、慶弔費等が挙げられます。

総会資料等を示しながら、これらの町会費の使途の詳細を住民に対して丁寧に説明する必要があります。もちろん町会費が適正に活用されていることが前提となりますので、会議費（飲食代）が突出していたり、不要なものを購入していたりすることがないよう、適正な予算執行を心掛けるとともに、町会費の使途について改めて精査することも必要です。

Q-3 町会への入会金について留意することは何ですか。

A-3 新規で町会に入会される方の中には、入会金が何に使われているのか、金額がなぜ高額なのか、などの疑問を持つ方も少なくありません。

町会の規模は様々で、入会金の金額や使途もそれぞれ異なります。入会金のかからない町会もあれば数万円かかる町会もあり、金額に大きな差があります。

高額な入会金を徴収する場合には、入会金徴収の理由と主な用途について資料を作成するなど、分かりやすく住民に説明しましょう（例：上下水道敷設費や町内公民館建設費工事費等の分担金）。必要に応じて、分割による支払方法を導入したり、学生の場合には減免したりするなどの措置を考えましょう。

神社費について

Q-4 町会費と神社費は同一会計で処理して良いですか。

A-4 町会費と神社費の会計を分けることが適切です。

＜参考（判例等）＞

○佐賀地裁：自治会費の神社費一括徴収は違憲（02年4月12日）＝確定

自治会の運営について「構成員が様々な信仰を持つことを前提にしなければならない」と指摘。自治会が神社管理費を含め一括徴収することは、「神社神道を信仰しない原告らにとって事実上、宗教上の行為への参加を強制するもので、信教の自由、信仰の自由を侵害し、自治会の民主的な運営を定めた地方自治法の趣旨に反し違法」としました。

○松本市 住民監査請求

神社費について、平成20年8月に町会運営活動費交付金の使途に関する住民監査請求が市監査委員に提出されました。監査の結果、市が町会に交付する町会運営活動費交付金と神社関係費が同一会計で処理されていることは、「不適切」とであると指摘されました。

Q

出不足金について

Q-5 町会の作業にやむを得ない理由により出られなかった人に対しても、出不足金の徴収をすべきなの
でしょうか。

A-5 町会では、地域社会の生活環境を維持するため、町会の住民が参加して河川の清掃や公園の
草刈などの作業が行われます。こうした作業は、住民がお互い様の精神のもと、労力や経済的な負
担を平等に担っていくことが基本です。しかし、中には地域に無関心で、共同で行う作業には全く参加
せず、他人に負担を押し付けていても平気な住民がいることも事実です。

出不足金は、そうした不公平さを改善するために、各町会において決められたルールであることがほ
とんどです。したがって、やむを得ない事情に対してどのように対応していくか、出不足金をどうするかにつ
いては、実際の作業などの状況を踏まえて町会の住民で話し合い、住民が納得する形で結論を出し
ていく必要があります。

また、出不足金を徴収する場合は、理由や用途を明確にして総会に諮るようにしましょう。

Q

マンションの町会加入について

Q-6 マンション管理組合が規約で定めていても、町会費を徴収する拘束力はないのでしょうか。

A-6 管理組合費の一部は、実質的に町会費相当分としての徴収の趣旨であり、この町会費相当分の
徴収をマンション管理組合の規約等で定めてもその拘束力はないものと解されます。

<参考（判例等）>

○東京簡易裁判決 マンション管理組合と自治会に関する裁判例（平成19年8月7日）

マンション管理組合において多数決で決定したり、規約等で定めたりしても、その拘束力はないもの
と解すべき。

本件では、管理組合費の一部は、実質的に町会費相当分としての徴収の趣旨であり、この町会
費相当分の徴収をマンション管理組合の規約等で定めてもその拘束力はないものと解されます。

Q

ごみステーションの利用について

Q-7 ごみステーションの設置者は町会なのでしょうか。それとも市なのでしょうか。

A-7 設置は町会長もしくは衛生部長が町会を代表して申請を行い、承認後、町会で設置及び衛生管理をします。

Q-8 町会未加入者から、「税金を払っているのだから町会のごみステーションを使わせてほしい」と言われました。断ってもいいのでしょうか？

A-8 ごみステーション設置にあたっては一部税金が使われていますので、本来的には全ての人に利用する権利があるものです。しかし、ごみステーションの維持管理には、町会が費用や労力を負担していることもあります。詳細については資料編 P85 をご確認ください。

Q

町会加入の必要性について

Q-9 「町会に入る必要性が無いので入りたくない」という声が多くなっていますが、どのように対応すればいいのでしょうか。

A-9 現在は核家族や共働き世帯も増え、各家の防犯機能も高まりました。また、インターネットの普及などにより、人と人とのつながりが多様化しており、暮らしが大きく変化しています。町会の良さや役割が分かりにくい時代になっているとも言えるのかもしれません。

町会は、任意団体のため強制加入させることはできません。したがって、町会について相手に丁寧に説明し、納得して入会していただく必要があります。

① もしもの時頼りになるのは、地域の皆さん

町会に加入し、「顔の見える関係づくり」を日頃から築くことで、大災害等のもしものとき、お互いに助け合うことができます。また、災害時のための防災訓練、非常食や非常用物品の備蓄など、協力体制づくりができます。

② 自分たちの住む地域をより住みやすいものに

町会は、自分たちの住む地域をより住みやすく、安全・安心して暮らせるものにするため、皆が

協力して労力や経済的な負担の役割分担をしていく仕組みです。そのため町会が自分のために何をしてくれるのか期待するのではなく、地域の一人ひとりが地域のために何ができるのかを考え、実践していくことが重要です。

③ 開かれた町会運営

町会側も新しく入会する方の立場になって、開かれた町会運営を進めましょう。より多くの住民が町会加入に魅力や必要性を感じられるよう、時代に合った運営をしていくことが大切だと言えるでしょう。

Q

役員のなり手について

Q-10 役員のなり手がいません。何か方策はないでしょうか。

A-10 一般的に「役員になると色々な仕事が増えて大変だ」という声をよく聞きますので、それぞれの町会の現状を考えてみましょう。

例えば・・・

① 町会の仕事のほとんどを役員だけで受け持つことになってはいないでしょうか。

町会の運営は少数の役員だけでこなすのは大変です。できるだけ多くの住民で役割分担し、地域ごとに参加の輪を広げていくことが、簡単ではありませんが大切です。

例えば回覧板の担当を設けて市や関係機関からの送付物の受け取りや仕分け配布などの仕事を役割分担したり、地域のイベントの際には実行委員会をつくって一般会員も仕事を担当する体制づくりを進めたりするなど、地域を皆で支える活動や機運を盛り上げていくことが大切です。

② 役員が担う町会の仕事は、文書化（マニュアル化）され分かりやすく引き継がれているでしょうか。

仕事の引継ぎを円滑に行うことで、その後の町会運営も上手くいきます。逆に引継ぎが不十分だと、後任者のパフォーマンスが下がるだけではなく、町会運営に支障をきたしますので、以下のことに留意してみましょう。

確 認

- ☒ 口頭ではなく資料を用意
- ☒ 引継ぎを行うことを第三者にも伝えておく
- ☒ 業務の全体像を伝えてイメージしやすくする

Q

町会の活性化について

Q-11 最近では地域意識が希薄になったような気がします。地域コミュニティをより良いものにするために、具体例はないでしょうか。

A-11 夫婦共働きが多くなり、都市型の生活が広がったことから地域の中で住民同士が顔を合わせて世間話をする光景が減っています。これに伴い、残念ながら住民同士の信頼関係や絆は弱くなっています。そのため、これまで以上に意識して挨拶を交わせる関係づくりから始め、地域の行事や一斉清掃、防災訓練などの活動への参加を呼び掛け、まずは顔見知りの関係を地域の中に広げていくことが必要でしょう。町会で「挨拶運動」に取り組んでいる事例は全国に多くあります。

最近では、隣近所や町会の人が集まって、一緒にお茶やお酒を飲んで交流する「近隣パーティー」や「近隣祭り」が注目されています。特に核家族や共働きが多くなった現代では、地域参加の機会が少なく、地域での顔見知りが少ない場合が多いので、お互いがあまり負担にならない程度に、お互いを知り情報交換ができる場づくりが重要です。近隣社会がお互いを知っていることは、地域の防犯にも役立つことがよく知られています。

顔見知りの関係ができると、その中から多くの人を自治活動に巻き込むことも可能となります。そして意外な人の意外な才能を発見することで、町会活動へそうした才能を活かすことができるかもしれません。

Q-12 若い人が地域に関心を持ってくれません。若い人も町会活動に参加してもらうには、どうすればいいでしょうか。

A-12 災害時の避難や雪かきなどを考えると、町会には若い人の力が必要なことは間違いありません。そして、今後の町会の維持発展のためには、若者や子どもにも町会に関心を持って活動への参加を呼び掛けていくことが大切です。

しかし、これまで一般的に町会の運営は高齢者が中心で、事業も若者の参加がないなどの理由で高齢者が中心でした。まずはこうした考え方を転換していく必要があります。

松本市内のA地区では、これまでの高齢者中心の町会活動を見直し、地区の成人者を集めた「二十歳の集い」や、小学生による伝統行事「青山様・ぼんぼん」に地区を挙げて取り組み、町会役員と若者・子どもとの関係づくりを進めています。

若者や子どもたちの意見をよく聞き、何を求めているかを把握したうえで、ただのお手伝いではなく、きちんとした役割や責任を与え、若者や子どもたちのやり方を認めることが重要です。大学や学校と連携することによって最初の交流のきっかけづくりをしていく方法もあります。

Q-13 税金を払っているのだから、市が地域のことをしてくれるのではないのでしょうか。

A-13 住民のニーズが多様化し、地域での課題が増加している現在、市に頼っているだけでは安全・安心で質の高い地域生活を送ることはできません。例えば大雪の際には、幹線道路は市が除雪し、幅員の狭い生活道路は住民が力を合わせて除雪するように役割分担をしていきます。また、大規模な地震が発生した場合にも避難や安否確認、避難所の運営などについて市と町会との役割分担を行っていくことが重要となります。このほか、子どもの安全、ゴミステーションの管理、防犯灯の交換などについても同様で、町会と行政が役割を分担しながら、地域の実態に沿った課題の解決に向け、住民が主体となって取り組むことが求められています。地域住民が自ら考え行動することで、きめ細かなまちづくりができます。



町会の意義について

Q-14 町会の意義とは？

A-14 町会は、住民自らが良好な地域社会をつくるため、お互いに助け合うことを前提とした組織です。社会の変化に伴い、住民同士の関わり方も変わってきています。しかし、町会の存在意義は「身近な助け合い」。その根っこは変わりません。

特に災害時には、身近な助け合いが必要です。救助活動は、行政だけでは限界があります。普段から顔の見える関係だからこそ、いざというときに助け合うことができます。

5 認可地縁団体について



松本市 HP



よくあるお問い合わせ

1 地縁による団体とは

「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」、つまり、町会等のことです。

2 町会への法人格付与の目的

この制度は、平成3年に町会等を法人化することによって、所有する不動産を町会等の名義で登記するために設けられた制度でしたが、令和3年度の地方自治法の一部改正により、「地域的な共同活動を円滑に行うこと」が認可の目的となりました。

これまでは認可の目的が不動産等の保有に限定されていたため、不動産を保有していない団体は、認可地縁団体として法人格を取得できず、団体名義で契約を締結することを断念した等の事例がありました。認可地縁団体になることで、継続した活動基盤の確立、法人が契約主体となることによる事業活動の充実化、法律上の明確化、個人財産と法人財産との混同防止、対外的な信用の獲得等、数多くの恩恵を受ける可能性があり、地域活動のより一層の活性化が期待されます。

3 法人格を得るための認可要件

以下の4項目すべてを満たす必要があります。

	認可要件	必要書類
1	共同活動を行うことを目的とし、その活動を行っている。	①前年度の事業報告書 ②収支決算書 ③当年度の事業計画 ④収支予算書
2	区域が定められていて、相当の期間にわたって存続している。	区域図
3	区域に住所を有するすべての 個人 が構成員となることができ、その過半数が構成員となっていること。	構成員名簿（年齢、性別を問わず加入者全員の名簿）
4	規約を定めていること。	規約 ※以下の項目の記載が必要 ① 目的 ② 名称 ③ 区域 ④ 主たる事務所の所在地 ⑤ 構成員の資格に関する事 ⑥ 代表者に関する事 ⑦ 会議に関する事 ⑧ 資産に関する事

4 認可申請前の手続き

地縁による団体の認可申請を行う前に、町会の現行の規約に従い総会を開催して、認可申請の意思決定を行う必要があります。

併せて、認可地縁団体として活動するために**規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定など**をすることも必要です。

※ 認可までのフローをご参照ください。

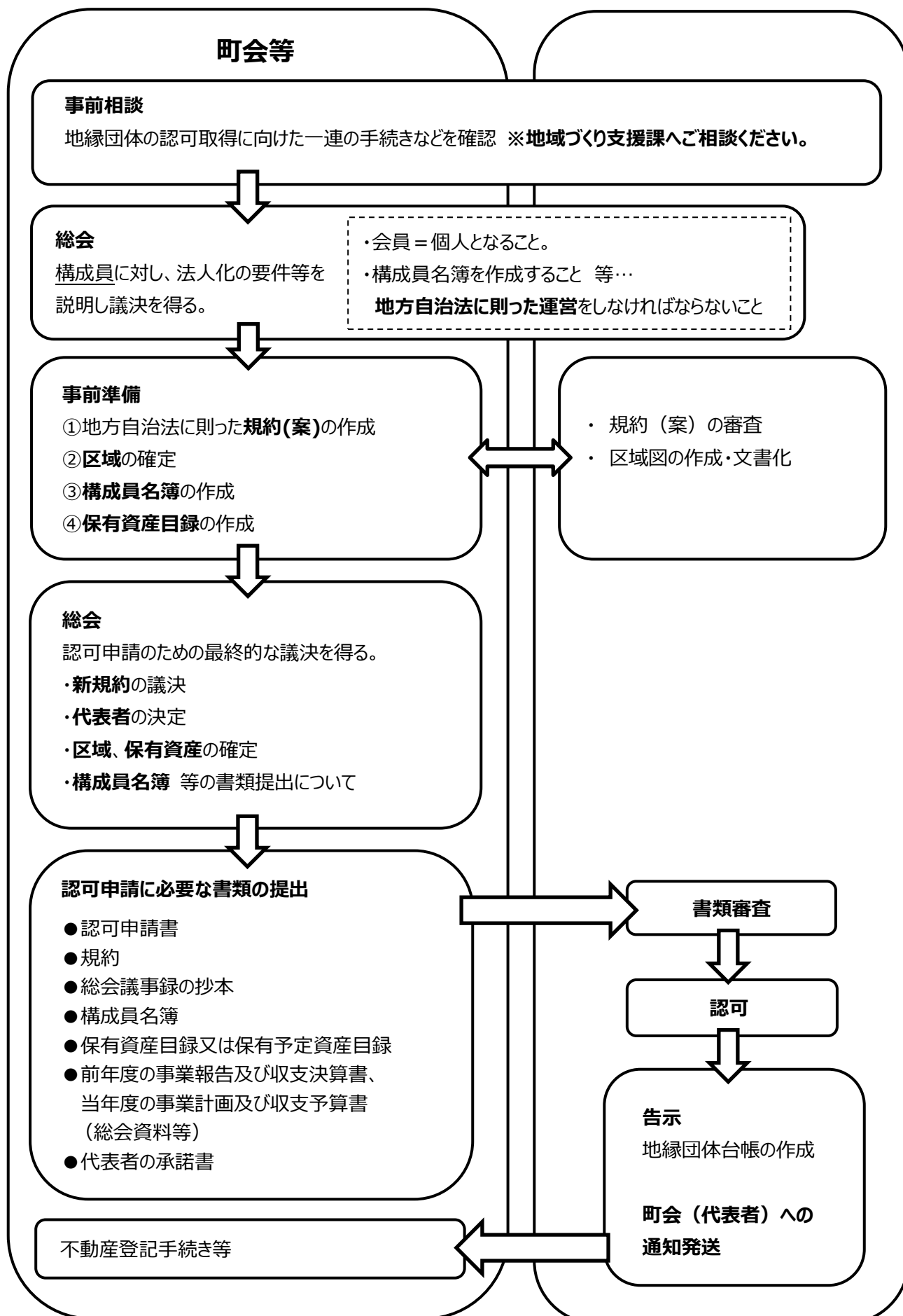
※ 認可までの手順や必要な手続きについてご説明、規約・区域の確認など行いますので、**総会前に、必ず地域づくり支援課にご相談ください。**

※ 申請書類様式や規約例などは地域づくり支援課にあります。また、市ホームページにも掲載しておりますので、ご覧いただき、決められた様式をお使いください。



認可申請手続

認可までのフロー



5 認可後に必要となる手続き

(1) 代表者（町会長等）に変更があった場合

役員の改選により、団体の代表者（町会長等の氏名及び住所）に変更があった場合には、市に代表者の変更についての届出が必要です。

※ 代表者変更時の手続きフローをご参照ください。

(2) 規約を変更する場合

認可を受けた地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）が規約を変更する場合には、変更の内容について再度、市長の認可を受ける必要があります。

地方自治法の定めにより、市長の認可を受けた日から変更後の規約の効力が生じることとなります。

※ 規約を変更する際は、地域づくり支援課で事前審査します。

変更をお考えの際は総会を開催する前に、必ず余裕をもってご相談ください。

事前相談なしの場合は、総会を開催しなおしていただく場合があります。

※ 規約変更認可申請時のフローをご参照ください。

(3) 認可時に市が告示をした事項を変更する場合

以下の変更を行う場合は、**規約と告示事項、両方の変更の届出**が必要です。

- 団体の名称
- 区域
- 主たる事務所の所在地
- 規約に定める目的

※ 規約変更認可申請時のフローをご参照ください。



規約、告示事項の変更



各種証明書の発行

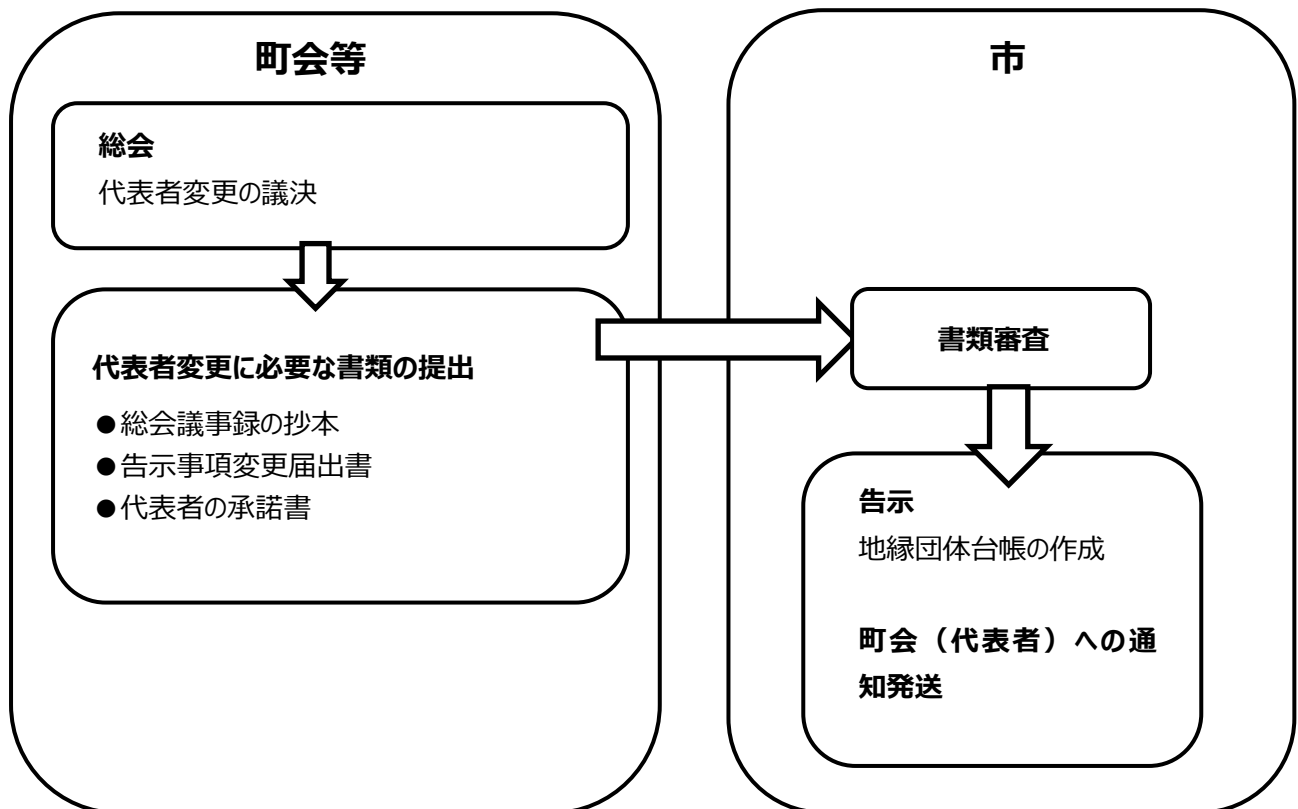
認可後の手続き 必要書類一覧

※○印の書類が必要です

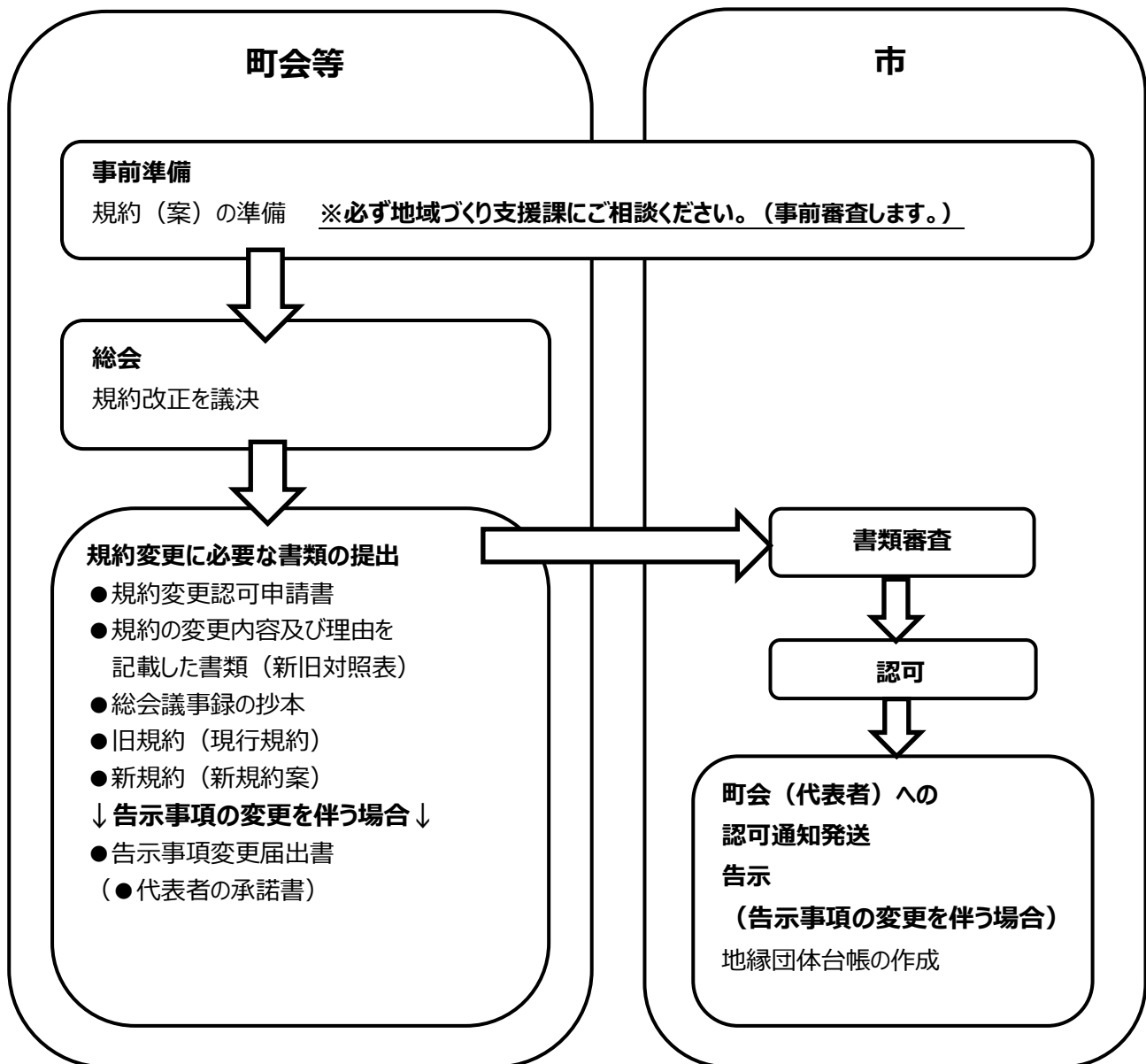
	代表者変更のみ	規約変更のみ	規約変更と※告示事項の変更
● 規約変更認可申請書		○	○
● 規約の変更内容及び 変更理由を記載した書類 (新旧対照表)		○	○
● 総会議事録の抄本	○	○	○
● 新規約 (新規約案)		○	○
● 旧規約 (現行規約)		○	○
● 告示事項変更届出書	○		○
● 代表者の承諾書	○		○ (代表者が変更になったときのみ)

※代表者・団体の名称・区域・主たる事務所・規約に定める目的

代表者変更時の手続きフロー



規約変更認可申請時のフロー



6 認可地縁団体の所有する不動産に係る登記の特例

過去に町会役員等の共有名義により登記した土地等で、共有名義人が亡くなり、相続人の所在が不明などの理由により、所有権移転ができない不動産について、要件を満たせば移転登記が可能となる特例制度が設けられました。

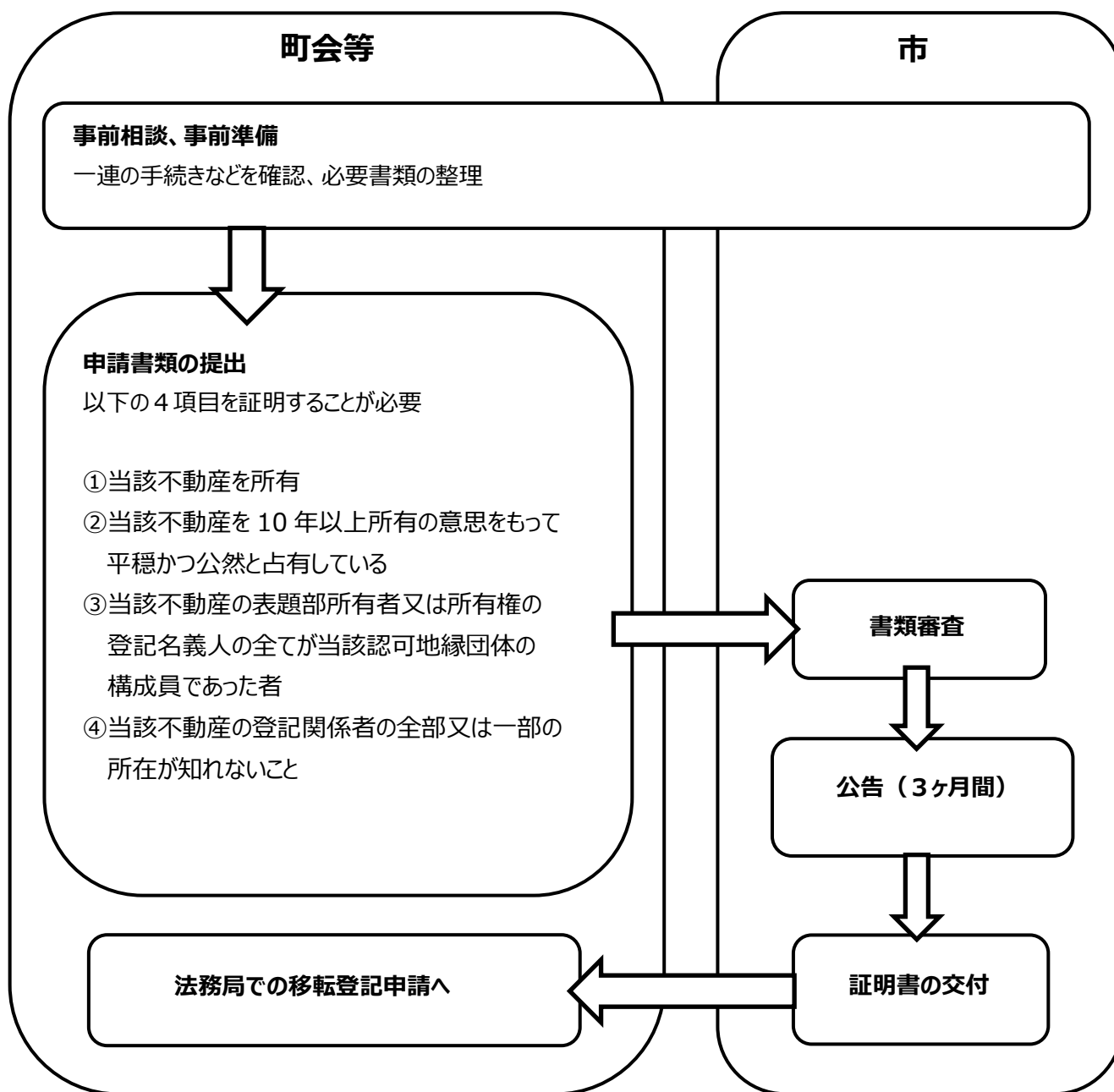
※ 以下の手続きのフロー（不動産に係る登記の特例について）をご参照ください。

※ 申請の前に、必ず地域づくり支援課にご相談ください。



手続きのフロー（不動産に係る登記の特例について）

登記の特例制度



※ 地縁による団体の認可申請等の各種手続きの詳細については、
地域づくり支援課（34-3280 直通）まで、お問い合わせください

6 市等から町会への依頼・支援

Q 町会と市との関係

市は、町会を地域づくりを進めるうえでの重要な協働のパートナーとして考えています。町会は、あくまでも地域住民の皆さん自らが、自分達の住む地域をより良くするため組織された団体です。決して市の下部組織ではありません。

市では、「広報まつもと」に合わせて各担当課からの文書やチラシ等の配布、市が委嘱する各種委員の選出や調査、募金等の取りまとめなど、様々なことを町会へお願いしています。また、市の主催事業への参加の呼び掛けや説明会の実施などの周知も、町会を通じて行っています。

一方で、住民の皆さんから出される地域の課題や市への要望事項等は、町会を通じて市に伝えられる場合が多く、町会と市は、協力して市政を運営していると言えます。

Q 町会への依頼事項

1 町会長等の報告依頼（松本市町会連合会及び市長宛て）

(1) 新年度の町会長の報告書

配布時期	毎年度末（2～3月）
提出期限	4月上旬までの提出をお願いしています
報告方法	報告書を紙で提出、または電子フォームで報告
報告事項	① 新年度の町会長 ② 町会役員及び町会加入数 ③ 文書の配布数（全戸配布数・回覧数） ④ 避難行動要支援者名簿の配布数

※ この報告書に基づき、松本市町会連合会が町会長名簿を作成します。

※ 報告書の加入世帯数は、市から町会への各種交付金等を算出する場合の基礎数値となります。

(2) 年度途中で町会長に変更があった場合

松本市町会連合会事務局（地域づくり支援課内 34-3280直通）まで報告をお願いします。

2 文書の配布依頼

(1) 広報と同時に配布される文書（全戸配布・回覧）

市役所から広報以外の文書やチラシ等の全戸配布・回覧をお願いする場合は、「広報まつもと

と」の発行に合わせて町会長又は役員宅等へ送付し、配布をお願いしています。（毎月1回 年12回）

配布文書（定期発行の広報を除く）には、「松本市広報 R7-〇〇」の認定符号（記号）を印刷し、依頼文は省略しています。認定符号が記載された配布文書については、全戸配布・回覧のご協力をお願いします。

なお、ポスター等の特殊なものについては、認定符号が印刷された町会長宛の依頼文を付けて送付します。

(2) 文書の配布数に変更があった場合

地域づくり支援課（34-3280 直通）へ連絡してください。

（最寄りの地域づくりセンターへ連絡していただいてもかまいません。）

3 地区・町会単位での委員等の選出依頼

市が、法令や条例・要綱等に基づき設置する各種協議会や委員会等の委員のうち、地区単位や町会単位からの選出を必要とする場合には、地区町会連合会長や町会長に推薦をお願いしています。

なお、市の男女共同参画計画では、女性委員の割合が35%を超えるよう目標を定めていますので、ご協力をお願いします。また、町会役員等の選出の際にも、女性の選出について積極的なご配慮をお願いします。

※ 年間スケジュール、別表1, 2をご参照ください。

4 会員募集の取りまとめ

交通災害共済等の会員募集を市から町会へ取りまとめをお願いしています。

※ 年間スケジュール、別表3をご参照ください。

Q

募金について

町会を通じて様々な募金の取りまとめをお願いしていますが、超少子高齢化や人口減少、多様な価値観などを背景に、募金の意義、取りまとめ方法などについて市や社協にも多様なご意見が寄せられています。

(1) 各種募金等の協力依頼

赤い羽根共同募金等の各種募金については、市や社会福祉協議会等の関係機関から町会へ取りまとめをお願いしています。赤い羽根共同募金や、社協会費は、各地区が行う地域福祉事業の貴重な財源になっています。

※ 年間スケジュール、別表 3 をご参照ください。

(2) 町会員への募金等の依頼について

各種募金等の取りまとめにあたっては、長野県共同募金会から示された留意事項 資料編 (P 78) にご留意いただき、「強制的な徴収」とならないようにしましょう。

Q

町会への支援

1 補助金、交付金及び報償費

地区町会連合会や町会は、良好な地域社会をつくるため、環境の整備、町内公民館活動、防災、防犯活動など様々な活動を行っています。

市ではこれらの地区や町会の活動を支援するために、地区や町会で実施する事業や活動を対象とした補助金・交付金制度等を設けています。

また、町会長に対して、市への協力に対する報償費をお支払いする制度もあります。

※ 年間スケジュール、別表 4, 5, 6, 7, 8 をご参照ください。

2 松本市市民総合災害補償について

松本市では、市が主催・共催する下記の活動において、参加者が身体に障害を被り、その結果死亡した場合、若しくは、後遺症を生じた場合、又は、傷害により入院もしくは通院をした場合に、お見舞金を給付します。

万一、下記行事等で事故が起きた場合は、行事担当課職員に相談してください。

1 対象となる事例

松本市が主催・共催する

(1) 社会体育活動

① 市民体育大会 ② 市が主催するスポーツ教室 等

(2) 社会教育活動

① 人権を考える市民の集い ② 各公民館主催の講座
③ 文化祭、研究集会 等

(3) 健康福祉活動

① 栄養指導教室 ② ふれあい健康教室 ③ 介護予防講座 等

△注意

町会主催の活動に係る保険は、各町会でご対応ください。

(4) その他、市が主催・共催し住民が参加する行事

① 防災訓練 ② 投票所内での投票 等

(5) 社会奉仕活動（ボランティア活動）

① 道路・河川・公園・学校・社会福祉施設等の清掃活動

② 防火・防犯・交通安全活動

③ 高齢者・障がい者等のために行う市の行事に協力する活動

④ こどもを守る110番の家

⑤ 市広報誌の配布 等

2 対象とならない事例

・行事に参加するための往復途上の災害、怪我 等

・故意の事故 等

・心臓疾患等の疾病

・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛などで医学的他覚所見がない場合

3 保険金額及び保険金算出方法

(1) 死亡補償保険金額 …………… 300万円まで

(2) 後遺障害補償保険金額 …… 障害の程度に応じ、死亡補償保険金額の
4%～100%

(3) 入院補償保険金額 ……………入院日数に応じ 10,000 円～150,000 円

通院補償保険金額 ……………通院日数に応じ 5,000 円～60,000 円

(単位：円)

入院日数	保険金額
1 日～5 日	10,000
6 日～15 日	30,000
16 日～30 日	60,000
31 日～60 日	90,000
61 日～90 日	120,000
91 日以上	150,000

通院日数	保険金額
1 日～5 日	5,000
6 日～15 日	10,000
16 日～30 日	30,000
31 日～60 日	45,000
61 日以上	60,000

※保険金額の算出例

2 日通院した	通院日数の 1～5 日を 適用	5,000 円
15 日入院した	入院日数の 6～15 日を適用	30,000 円
100 日入院し、 30 日通院した	入院日数 91 日以上と 通院日数 16～30 日を併せ て適用	150,000 円 + 30,000 円 = 180,000 円

市から町会への依頼事項及び支援 年間スケジュール

1. 市が地区に選出を依頼している委員等

		4月	5月	6月	7月
別表1-1	松本市明るい選挙推進協議会代議員	任期(1年間)			
		報告			
別表1-2	松本市緑化推進委員	任期(2年間)			
別表1-3	民生委員・児童委員	任期(3年間)			
			依頼	報告	
別表1-4	松本市青少年育成センター補導委員	任期(2年間)			

2. 市が町会に選出を依頼している委員等

		4月	5月	6月	7月
別表2-1	環境美化巡視員	任期(2年間)			

3. 地区・町会に依頼している募集事業、募金等

		4月	5月	6月	7月
別表3-1	長野県民交通災害共済会員募集				
別表3-2	緑の募金運動	募金			
別表3-3	赤い羽根共同募金運動				
別表3-4	日赤活動資金募集	依頼	募金		

4. 地区を対象とする補助金、交付金等 (※一般的に予算の範囲内で受け付けています。)

		4月	5月	6月	7月
別表4-1	地区人権啓発推進事業委託料	申請	支払		
別表4-2	地区町会連合会防犯活動費交付金			申請	交付
別表4-3	地区町会連合会運営活動費交付金		申請	交付	
別表4-4	地区環境衛生協議会運営活動費交付金		申請	交付	

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
(任期R7.6総会后～R8総会)									次回の依頼R8.2 次回の報告R8.3～5
						依頼	報告		
(任期R7.4～R9.3)									
							依頼	報告	
(現任期 R 4.12～ R 7.11)				任期(3年間) (次期任期R7.12～R10.11)					次回改選のお知らせR7.1,5 次回の依頼R7.5下旬～6月上旬 次回の報告R7.7
(任期R6.4～R8.3)									次回の依頼R7.11 次回の報告R8.2
			依頼			報告			

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
(任期R6.4～R8.3)									次回の依頼R8.3 次回の報告R8.3～4
							依頼,報告		

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
					依頼	募集			
							依頼		
	依頼	募金							

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
							実績報		
							実績報告		

		4月	5月	6月	7月
別表4-5	(自主防災組織に対する)防災活動支援補助金制度				
別表4-6	地区福祉ひろば事業振興業務委託料	支払			
別表4-7	町内公民館振興業務委託	計画書の提出		支払	
別表4-8	地区敬老事業（敬老の日地区事業補助金）			申請	
別表4-9	ひとり暮らし老人等給食サービス事業（ふれあい会食会事業助成金）		申請		
別表4-10	地区社会福祉協議会活動費助成金				
別表4-11	つむぎちゃんプラン助成金		申請		
別表4-12	松本市地域づくり推進交付金	申請			
別表4-13	松本市地域振興事業補助金				

5. 町会を対象とする補助金、交付金等（※一般的に予算の範囲内で受け付けています。）

		4月	5月	6月	7月
別表5-1	単位町会運営活動費交付金		申請、使途 (予定) 報告	交付	
別表5-2	防犯灯設置等及び管理事業補助金【設置】				
	防犯灯設置等及び管理事業補助金【管理】		申請		
別表5-3	市民労力提供に対する原材料支給				
別表5-4	町会環境衛生部運営活動費交付金		申請	交付	
別表5-5	ごみステーション建設補助金				
別表5-6	有価資源物リサイクル事業助成金				
別表5-7	町会設置の簡易児童遊園設置・改修補助事業				
別表5-8	町会設置の簡易児童遊園で発生した事故に対する賠償責任保険	加入,申請 決定通知			
		支払			
別表5-9	町会児童遊園整備事業補助金		申請		
別表5-10	認定外道路・水路の補修等に関する材料支給				
別表5-11	私道等整備補助金				
別表5-12	市道に散布する凍結防止剤の支給				
別表5-13	(自主防災組織に対する) 防災活動支援補助金制度				
別表5-14	町内公民館整備事業補助金				
別表5-15	コミュニティ助成事業（地域活動助成事業）	内定通知		決定通知	

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
申請、決定通知、実施、実績報告、支払い									
	支払						実績報		4月1日付契約締結
							報告書の提出		各地区館によって時期に差があります
交付	実施・実績報告								
交付	実施・実績報告						交付		
	交付								申請は不要
決定通知、支払い、実施、実績報告									
決定通知、支払い、実施、実績報告									
申請（支払いは申請の翌年度以降）									

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
						使途報告			
		要望調査							※前年度要望が必要
申請、交付決定、実施、実績報告、支払い									
			交付決定、支払い、実績報告						
申請、支給、完了報告									
申請、決定通知、実施、実績報告、支払い									
						申請、支払い			
		要望調査							※前年度要望が必要
申請、決定通知、実施、実績報告、支払い									
									町会連合会で一括加入
決定通知、実施、実績報告、支払い									
申請、支給、完了報告									
申請、決定通知、着手届、実施、完了届、支払い									
				申請、支給					
申請、決定通知、実施、実績報告、支払い									
要望調査									※前年度要望が必要
申請、決定通知、実施、実績報告、支払い									
申請									※前年度申請が必要
実施、実績報告、支払い									※相談随時

6. 任意団体・市民活動団体を対象とする交付金等

		4月	5月	6月	7月
別表6-1	地域福祉活動推進事業交付金等				
別表6-2	認知症カフェ開設・運営助成事業				
別表6-3	(自主防災組織に対する)防災活動支援補助制度				
別表6-4	子ども居場所づくり推進事業交付金				
別表6-5	学都松本寺子屋事業交付金				
別表6-6	若者チャレンジ応援事業補助金	事前相談、申請		審査、交付決定	

7. 地区役員に対する報償費等

		4月	5月	6月	7月
別表7-1	地区町会連合会長報償費				
別表7-2	地区環境衛生協議会長報償費				
別表7-3	地区育成会長報償費				
別表7-4	有害環境浄化活動報償費				
別表7-5	地区公民館委員報償費				

8. 町会役員に対する報償費等

		4月	5月	6月	7月
別表8-1	単位町会長報償費				
別表8-2	環境衛生部長報償費				

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
事前協議、申請、審査・決定、事業実施、実績報告、補助金交付									
担当課へお問合せください									高齢福祉課 福祉担当
申請、決定通知、実施、実績報告、支払い									
事前協議、申請、交付決定、請求、支払い、実施、実施報告									
事前協議、申請、交付決定、実施、実施報告、請求、支払い									
実施、実績報告、支払い									

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
請求	支払					連合会長の報告			
						請求	支払い		
							協議会長の報告		
							請求後、4月支払い		
							育成会長の報		
			実施、請求	支払い					
			請求、支払い						詳細は各地区公民館へ

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	備考
			請求	支払		請求	支払		12月、3月の2回払い
						町会長の報告			
						請求	支払		
						環境衛生部長の報告			

別表 1 市が地区に選出を依頼している役員等

	役職名等	職 務 内 容	根拠条例・任期・報酬の有無等	担当課等
1-1	松本市 明るい選挙推進 協議会代議員	○政治・選挙に関する啓発 ○選挙時の協力 (管理者・立会人への 就任等)	○松本市明るい選挙推進協議 会規約 ・任期 1 年 各地区 2 人 ・報酬 なし	選挙管理委員会 事務局 (東庁舎 4F) 34-3230
1-2	松本市 緑化推進委員	○緑化行政（樹木や 花）への協力 ○緑化相談及び指導 ○緑化知識普及のた めの講習会、実技指 導会等の開催	○松本市緑化推進委員設置 要綱 ・任期 2 年 各地区 3 人 ・報酬 なし	公園緑地課 (大手事務所 6F) 34-3254
1-3	民生委員・ 児童委員 	○住民の生活状況を 把握し、その保護、保 健その他福祉に関し、 サービスを適切に利用 するために必要な情報 の提供、その他の援助 及び指導	○民生委員法 ○児童福祉法 ・任期 3 年 市内全域で 547 人 概ね 2 0 0 世帯に 1 人 ・報酬 なし (市から活動費を支給)	福祉政策課 (東庁舎 2F) 34-3227
1-4	松本市青少年 育成センター 補導委員	○青少年の非行防止 及び健全育成を図るた め、街頭補導その他の 業務に従事する	○松本市青少年育成センター 条例、同施行規則 ・任期 2 年 概ね 1, 0 0 0 世帯に 1 人 ・1 人 1 回あたり 3, 3 0 0 円	こども育成課 (東庁舎別棟 1F) 34-3291

別表2 市が町会に選出を依頼している役員等

	役職名等	職 務 内 容	根拠条例・任期・報酬の有無等	担当課等
2-1	環境美化 巡視員	○まちの美化推進に必要な啓発、指導 及び 監視その他の活動	○松本市ポイ捨て防止等及び環 境 美化に関する条例 ・任期2年 各町会1人 ・報酬 あり（報酬）年7,600円 ・条例施行規則に基づき、町会環 境衛生部長及び地区環境衛生協 議会長を委嘱	環境業務課 (クリーンセンター2F) 47-1096

別表 3 地区・町会に依頼している募集事業、募金等

	名 称 等	内 容	担当課等
3-1	長野県民交通災害 共済会員募集 (町会へ依頼) 	○県下 15 市が組合を組織し、交通事故による入院・通院または死亡した場合に見舞金を支払う制度 ・会 費 年額 1 人 400 円 ・町会への還元金（手数料） 加入会員 一人当たり 38 円	地域づくり支援課 (大手事務所 3F) 34-3280
3-2	緑の募金運動 (町会へ依頼)	○「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、県知事の指定を受けた一団体（公益財団法人 長野県緑の基金）が行うもの ・寄付金は「森林の整備」「緑化の推進」「人づくり」などに活用	公園緑地課 (大手事務所 6F) 34-3254
3-3	赤い羽根共同募金運動 (地区へ依頼)	○地域福祉の推進を目的として社会福祉法に定められた募金運動。ボランティア活動支援、社会福祉協議会、社会福祉団体・施設など、民間の社会福祉事業の推進に活用 ・地区配分金 (令和 6 年度地区実績額－地区目標額の 1/2) × 1/2 + 地区目標額超過分	長野県共同募金 会松本市共同募 金委員会 (松本市社会福祉 協議会内) (総合社会福祉センター 5F) 地域福祉課 27-3381
3-4	日赤活動資金募集 (地区へ依頼)	○日本赤十字社の諸活動を推進するために、毎年一定の活動資金（協力会員として年額 500 円以上、会員として年額 2,000 円以上を出資する会費と、それ以外の寄付金）を募集 ・地区配分金 事務費 5,000 円 + 地区世帯数 × 1 円 事業費地区実績の 9% + 目標額超過額 × 50% 但し、実績額の 20% を上限とする。	日本赤十字社 長野県支部 松本市地区 (松本市社会福祉 協議会内) (総合社会福祉センター 5F) 地域福祉課 27-3381

別表 4 地区を対象とする補助金、交付金等

名称等	項目	詳細
地区人権啓発推進事業委託料 (4-1)	内 容	・ 地域における人権啓発活動を推進し、差別のない明るい社会づくりを実現するため、各地区に人権啓発事業の実施を委託
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 委託先 地区人権啓発推進協議会 2 委託料 1 地区あたり年額 4 万円
	Q & A	※ご不明な点は下記の担当課へお問い合わせください。
	担 当 課 等	人権共生課 (M ウイング 3F) TEL : 39-1105
地区町会連合会防犯活動費交付金 (4-2)	内 容	・ 地区町会連合会の防犯活動に資するために必要な経費の一部を交付
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	交付額 1 地区あたり年額 1 0 万円 ※防犯重点地区 (第一地区) 年額 1 5 万円加算
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	要 綱 等	・ 松本市地区町会連合会防犯活動費交付金支給要綱
	担 当 課 等	消防防災課 (本庁舎別棟 1F) TEL : 33-1191
地区町会連合会運営活動費交付金 (4-3)	内 容	・ 住民自治組織である町会を育成し、町会活動を援助することにより、市政の円滑な推進を図るため運営活動費の一部を交付
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	交付額 1 地区あたり 均等割 1 9 5 , 0 0 0 円 世帯割 @ 3 0 円×加入世帯数 (4 月 1 日現在)
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・ 松本市町会運営活動費交付金等支給要綱
	担 当 課 等	地域づくり支援課 (大手事務所 3F) TEL : 34-3280

地区環境衛生 協議会運営活動費 交付金 (4-4)	内 容	・ 地区環境衛生協議会の運営活動に資するために必要な経費の一部を交付
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	交付額 1 地区あたり 59,300円
	要 綱 等	・ 松本市町会衛生部運営活動費交付金等支給要綱
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	担 当 課 等	環境業務課 (クリーンセンター2F) TEL:47-1096
(自主防災組織に対 する)防災活動支援 補助金 (4-5) 	内 容	・ 地区町会連合会や地区防災連合会が行う避難所開設・運営訓練に要する報償費（指導者謝礼等）、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料等、消耗品購入費等の経費に対して補助金を交付するもの ・ 地区町会連合会や地区防災連合会による除雪機の購入に係る経費に対し、補助金を交付するもの
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 補助率 (1) 訓練指導者等の報償費、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料等：対象経費の10/10以内 (2) 備品購入費：対象経費の2/3以内 (3) 補助上限額等：ア、イ併せて単年度10万円 2 除雪機の購入 (1) 補助率：対象経費の2/3以内 (2) 補助上限額：単年度30万円
	Q & A	Q.補助対象品目を教えてほしい。 A.炊き出し訓練の材料費、カセットボンベ、訓練用ビブス、テント、講師謝礼、トラック借り上げ料、段ボールベッド、仕切り段ボール、エアーマット、簡易トイレ、水、アルファ米、備蓄食料等。 ※その他問い合わせについては下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・ 松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱
	担 当 課 等	危機管理課 (本庁舎別棟 1F) TEL:33-9119
地区福祉ひろば事業 振興業務委託料 (4-6)	内 容	・ 高齢者をはじめとする市民が住み慣れた地域において、共に支え合う地域社会の実現に向け、住民参加の生きがい、健康及び福祉づくり事業を、地区福祉ひろばを拠点に実施
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 委託先 地区福祉ひろば事業推進協議会 2 委託料 年額57～68万円
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	担 当 課 等	地域づくり支援課 (大手事務所 3F) 34-3280

町内公民館振興業務委託 (4-7)	内 容	・ 地域住民を対象に、生活文化の向上、福祉の増進、教育の向上を図り、地域づくりに寄与する事業を行い、自治活動の推進を図るため町内公民館へ委託料を支払うもの	
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 委託先	地区町内公民館館長会会長
		2 委託料	町会世帯数により異なるため下記の表を参照
		200 世帯までの町会	30,000 円
		201～400 世帯	31,000 円
	401 世帯以上	32,000 円	
		※町会加入世帯数および町会別世帯数のいずれか大きい方	
	3 活用例	(1) 親睦（ふれあい会食会、夏祭り、サロン等） (2) 学習（独居老人化対策講座、スマホ講習会等） (3) 文化伝承（青山様ぼんぼん、三九郎、文化祭等） (4) 環境（清掃・環境美化、3 R 学習、花植え等） (5) 福祉・健康（ふれあい健康教室、百歳体操等） (6) 地域文化（公民館だより、町内公民館文化祭等） (7) 防災（防災訓練、A E D 講習会等） (8) 子ども・多世代（多世代交流、花火大会、やきいも会等）	
	Q & A	Q.町内清掃、環境美化、花植えは該当するか。 A.限られた役員のための活動ではなく、町会交流を兼ねた活動であれば該当する。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。	
	担 当 課 等	生涯学習課・中央公民館（M ウイング 2F） 32-1132	

地区敬老事業 (敬老の日地区事業 補助金) (4-8)	内 容	・ 敬老の日を契機として、地区社会福祉協議会が実施する敬老行事の事業費に対する補助
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	補助額 1 地区あたり@700 円×各地区 75 歳以上の高齢者数 (年度内に 75 歳以上になる者で、かつ、6 月 1 日現在住民基本台帳に記載されている者)
	Q & A	Q.祝賀会が開催できない場合はどうすればよいか。 A.祝い金や記念品の配布を検討する。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・ 松本市老人及び心身障害者福祉事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	松本市社会福祉協議会 地域福祉課 (総合社会福祉センター5F) 27-3381
ひとり暮らし老人等給 食サービス事業 (ふれあい会食会事 業助成金) (4-9)	内 容	・ 65 歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に地区社会福祉協議会が実施する会食会または配食サービスに対し食糧に要する経費を助成
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 助成対象 食糧費 2 助成額 各地区 65 歳以上の一人暮らし高齢者数 + 地区社協役員 (10 人分) の 3 回分を限度
	Q & A	Q.会食会が開催できない場合はどうすればよいか。 A.お弁当などの配食を検討する。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・ 松本市老人及び心身障害者福祉事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	松本市社会福祉協議会 地域福祉課 (総合社会福祉センター5F) 27-3381
地区社会福祉協議 会活動費助成金 (4-10)	内 容	・ 地区社会福祉協議会の活動に対する助成金
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	助成額 1 地区あたり松本市社会福祉協議会の世帯会費 (1 世帯 300 円) の 3 割
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	担 当 課 等	松本市社会福祉協議会 地域福祉課 (総合社会福祉センター5F) 27-3381

	内 容	・ 地区社会福祉協議会が行う地域福祉事業に対する助成金
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	○対象事業に限度額の範囲内で活動を支援する。 ＜支援対象事業と支援（配当）限度額＞ 1 地区課題の把握・解決事業 地区ニーズや課題の把握、課題解決の取組みの検討、取組みの役割分担、地区内の合意形成等の地域福祉活動、会議、研修等に関する活動 10,000 円上限（地区単位） 2 ボランティア等人材育成事業 ボランティア等の支え手活動や育成等に関する活動、社協事業（有償生活支援事業）の手法を取り入れる等、住民が主体的に関わった地域での生活支援の仕組みづくり 50,000 円上限 （地区単位、地区内の限定町会活動も可） 3 住民学習サポート事業 住民の福祉（介護含む）知識・意識向上のための講座、研修、教室、広報等に関する活動 50,000 円上限（地区単位） 4 見守り・支え合い事業 身近な範囲で、支援が必要な人（子どもから高齢者まで）を見守り、支えるための住民と専門職や地域ぐるみのネットワークづくりに関する活動 20,000 円上限（地区単位） 4－1 マップ作成事業 ささえあいマップや防災マップの作成等による情報共有によるネットワークづくりに関する活動 20,000 円上限（町会単位） 5 地域ふれあい推進事業 （地区単位） 子どもから高齢者まで、孤立しない地域づくりのため「サロン」、「カフェ」「ふれあいの集い」等の、身近で集い、出会い、交流し、活動する場（通いの場）づくりに関する活動 40,000 円上限（地区単位）

つむぎちゃんプラン
助成金
(4-11)

		5 - 1 地域ふれあい推進事業 (町会単位) 町会単位での上記、サロン等の運営に関する活動 21,000 円上限 (町会単位) 3,000 円/1 回 6 住民主体事業 住民が主体的に取り組む、地区内の子どもから高齢者までの地域福祉に関する活動 均等割 20,000 円 + 会費世帯数割@20 円の合計額 但し 100,000 円上限 (地区単位)
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	要 綱 等	・ つむぎちゃんプラン助成金交付要綱
	担 当 課 等	松本市社会福祉協議会 地域福祉課 (総合社会福祉センター5F) 27-3381

松本市地域づくり推進交付金 (4-12)	内 容	・ 地域の課題解決や活性化など、地区住民が主体となって取り組む地域づくり活動の財源として、市内全 35 地区に交付金を交付
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 交付対象団体 (1) 地区町会連合会 (2) 地域づくり協議会などの緩やかな協議体 2 対象事業 地域の課題解決や活性化に向けた事業等 3 交付額 1 地区あたり 50 万円～ 95 万円 4 積立 当該年度交付額の 3 割を上限に積立てが可能
	Q & A	Q.積立金に上限はあるのか。 A.積立できる金額は各年度の合計が 100 万円まで。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・ 松本市地域づくり推進交付金交付要綱
	担 当 課 等	地域づくり支援課 (大手事務所 3F) 34-3280
松本市地域重点プロジェクト事業補助金 (4-13)	内 容	・ 地域課題の解決や地域活性化を目的として、地区関係団体等が協働し、重点的に推進する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 補助対象者 (1) 緩やかな協議体 (2) 地区町会連合会 (3) (1)又は(2)に掲げる団体に準ずる地域運営組織 (4) (1)又は(2)に掲げる団体と協働して事業を実施する団体 (5) その他市長が適当と認める団体 2 補助対象事業 地域課題の解決や地域活性化に資する事業 3 補助率 1 の(1)～(3)の団体 補助対象経費の 10/10 以内 1 の(4)、(5)の団体 補助対象経費の 8/10 以内 4 補助限度額 補助期間 (最大 3 年間) を通算して総額 1,000 万円
	Q & A	※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・ 松本市地重点プロジェクト事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	地域づくり支援課(大手事務所 3F)34-3280

別表 5 町会を対象とする補助金、交付金等

単位町会運営活動費交付金 (5-1)	内 容	・ 住民自治組織である町会を育成し、町会活動を援助するため運営活動費の一部を交付																									
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	交付額 1 町会あたり 5 3 8 円×現在町会加入世帯数 (4 月 1 日)																									
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へご連絡ください。																									
	要 綱 等	・ 松本市町会運営活動費交付金等支給要綱																									
	担 当 課 等	地域づくり支援課(大手事務所 3F)34-3280																									
防犯灯設置等及び管理事業補助金 (5-2)	内 容	・ 町会等が行う 防犯灯設置等及び管理事業に要する経費の補助																									
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 補助率等 <table><tr><td>区分</td><td>補助率</td><td>補助上限</td><td>備考</td></tr><tr><td>新設</td><td>10/10</td><td>38,500 円</td><td rowspan="6">LED 以外は原則 補助対象外</td></tr><tr><td>既設</td><td>10/10</td><td>18,000 円</td></tr><tr><td>特設</td><td>2/3</td><td>42,000 円</td></tr><tr><td>更新</td><td>10/10</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>移設</td><td>10/10</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td>修繕</td><td>10/10</td><td>5,000 円</td></tr></table> ・ 新設＝柱と灯具を新設する場合 ・ 既設＝既存の電柱に灯具を設置する場合 ・ 特設＝送電柱 2 本以上を必要とする場合 ・ 更新＝防犯灯器具を全面更新（取替）する場合 ・ 移設＝既存の灯具を別の場所に移設する場合 ・ 修繕＝故障した灯具を正常点灯させる修繕を行う場合 2 管理事業 防犯灯の年間電灯量の 8/12 以内を補助			区分	補助率	補助上限	備考	新設	10/10	38,500 円	LED 以外は原則 補助対象外	既設	10/10	18,000 円	特設	2/3	42,000 円	更新	10/10	15,000 円	移設	10/10	15,000 円	修繕	10/10	5,000 円
	区分	補助率	補助上限	備考																							
	新設	10/10	38,500 円	LED 以外は原則 補助対象外																							
	既設	10/10	18,000 円																								
特設	2/3	42,000 円																									
更新	10/10	15,000 円																									
移設	10/10	15,000 円																									
修繕	10/10	5,000 円																									
Q & A	Q.補助対象にならないこともあるのか。 A.防犯目的でないものや案内板等を照らすもの、神社等への設置の場合は活用できません。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。																										
要 綱 等	・ 松本市 L E D 防犯灯設置等及び管理事業補助金交付要綱																										
担 当 課 等	地域づくり支援課(大手事務所 3F)34-3280																										

市民労力提供に対する原材料等支給 (5-3) 	内 容	・ 町会等の無償の労力提供による、修理・営繕、災害復旧、環境整備等に原材料及び消耗品を現物支給										
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 対象施設 (1) 市が所有・管理運営する施設 (2) 市の補助により設置・建設した施設 (3) 町会が所有・管理運営する施設 (町会活動に利用され、町会活動の充実・発展に寄与するものに限る) 2 申請者 地縁団体（地区町会連合会、町会またはそれに相当すると市長が認める団体）及び施設等の利用者又は受益者の団体 3 支給割合（現物で5万円分まで） <table border="1"><tr><td>1</td><td>市の施設等</td><td>全額分</td></tr><tr><td>2</td><td>補助施設等</td><td>2 / 3 以内分</td></tr><tr><td>3</td><td>町会の施設等</td><td>2 / 3 以内分</td></tr></table> 4 支給回数 1つの施設等に付き原則、年1回 ※同一箇所の次の申請は3年を経過すること。 5 その他 市の補助等、他の制度や予算で対応できるものは、それらを優先する。		1	市の施設等	全額分	2	補助施設等	2 / 3 以内分	3	町会の施設等	2 / 3 以内分
	1	市の施設等	全額分									
	2	補助施設等	2 / 3 以内分									
	3	町会の施設等	2 / 3 以内分									
Q & A	Q.いつから作業開始できるか。 A.申請から作業日まで約1か月程度かかる。事前に相談を。 Q.業者はどこでもよいのか。 A.市の登録業者の中から選択する。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。											
要 綱 等	・ 松本市市民労力提供に対する原材料等支給事業取扱基準											
	担 当 課 等	地域づくり支援課市民活動推進担当(大手事務所 3F) 34-3280										
町会環境衛生部運営活動費交付金 (5-4)	内 容	・ 町会環境衛生部の運営活動に資するために必要な経費の一部を交付										
	交 付 額	1 町会あたり@ 1 6 6 円×加入世帯数										
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。										
	要 綱 等	・ 松本市町会衛生部運営活動費交付金等支給要綱										
	担 当 課 等	環境業務課(クリーンセンター2F)47-1096										

ごみステーション建設 補助金 (5-5)	内 容	・ ごみステーションの設置及び改修する町会に経費の一部を補助
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	補助額 施設整備費 5 万円以上に対し、 補助率 1 / 2 限度額 3 0 万円 ※必ず設置する前に申請してください。
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	要 綱 等	・ 松本市ごみ等集積施設整備事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	環境業務課(クリーンセンター2F)47-1096
有価資源物リサイクル 事業助成金 (5-6)	内 容	・ 資源物リサイクル運動の推進を図るため、当該事業を実施した町会に助成金を交付
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	助成対象となる資源物の種類及び単価 (1) アルミ 3 0 円/kg (2) 金属類、雑誌、新聞紙、段ボール、布類 4 円/kg (3) 一升ビン、ビールビン、ジュースビン 4 円/本
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	要 綱 等	・ 松本市有価資源物リサイクル事業助成金交付要綱
	担 当 課 等	環境業務課(クリーンセンター2F)47-1096
簡易児童遊園設置・ 改修補助事業 (5-7)	内 容	・ 町会で新たに簡易児童遊園を設置する際、あるいは設備等の老朽化に伴う改修事業を実施する際にその費用の一部を補助
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	補助率等 (1) 補助率 2 / 3 (2)限度額 8 万円～ 4 0 万円 (簡易児童遊園の区分に応じた額) ※改修事業は 5 年に 1 回のみ補助
	Q & A	Q.簡易児童遊園とは。 A.町会が設置・管理し、市に届け出のある児童遊園 Q.補助金の申し込み方法について。 A.事業内容および補助金額について「要望書」を提出する。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・ 松本市簡易児童遊園設置改修事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	こども育成課(東庁舎別棟 1F)34-3261

町会設置の簡易児童遊園で発生した事故に対する賠償責任保険 (5-8)	内 容	・ 町会で設置し市へ登録されている簡易児童遊園で、施設の不具合が原因で発生した事故について、町会が賠償責任を問われた際、町会連合会が加入する保険で補填
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	填補限度額 (1) 1人につき 2,000万円 (2) 1事故につき 6,000万円
	Q & A	Q.どのような事故が対象になるのか。 A 施設の所有・使用・管理に起因する身体の障害。対物は対象外 ※その他問い合わせは下記担当へご連絡ください。
	担 当 課 等	地域づくり支援課内町会連合会事務局 (大手事務所 3F)34-3280
町会児童遊園整備事業補助金 (5-9)	内 容	・ 町会が設置並びに維持管理する簡易児童遊園の整備、補修費に対する補助
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	補助額 総経費の1/2以内 限度額 5万円
	Q & A	Q.補助対象を教えてください。 A.町会の保有する児童遊園の危険・事故防止のための補修・整備に対して補助する。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	担 当 課 等	松本市社会福祉協議会 地域福祉課 (総合社会福祉センター5F) 27-3381
認定外道路・水路の補修等に関する材料の支給 (5-10)	内 容	町会が主体となって認定外道路・水路の補修等を行う際に必要な材料を予算の範囲内で支給 ※認定外道路とは、道路法の適用を受けない松本市が所有権を有する道路
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 支給物資 砕石、舗装補修材、U字溝、止水補修材など 2 申請者 町会長
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	担 当 課 等	維持課 維持担当(本庁舎 4F)34-3244

私道等整備補助金 (5-11)	内 容	・認定外道路は道路に接する土地所有者及び居住者全員の承諾が必要 ・私道は敷地の所有者それぞれ全員の承諾が必要
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 補助金の交付申請者 町会長 2 交付対象 (1) 市道認定基準等要綱第2条第2号及び第3号の条件を満たす有効幅員が1.8メートル以上の現況公衆用道路（私道・認定外道路） (2) 市道認定基準等要綱第2条第3号の条件を満たす有効幅員が1.8メートル以上かつ道路延長が35メートル以上の袋路状の現況公衆用道路 3 補助率 (2) 10 / 10 (3) 1 / 2
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	要 綱 等	・松本市私道等整備補助金交付要綱
	担 当 課 等	維持課管理担当(本庁舎 4F)34-3019
市道に散布する凍結 防止剤の支給 (5-12)	内 容	・生活道路や通学路の歩道、横断歩道橋等で日陰部などの凍結が起こりやすい場所に散布する凍結防止剤を支給
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 支給物資 凍結防止剤 2 申請者 町会長（町会未加入者は個人） 3 支給場所 本庁舎及び地域づくりセンター等 4 支給期間 12月から3月まで
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	担 当 課 等	維持課維持担当(本庁舎 4F)34-3244

町内公民館整備事業補助金
(5-14)

内 容	・ 町会等が、地域住民が利用する集会施設（町内公民館）を整備する場合において、その費用の一部を補助 ※下記の事業区分のうち、No.1・2・3・5・6の事業区分は認可地縁団体が対象。																																																																		
交 付 額 ・ 補 助 率 等	<table><tr><td colspan="5">補助率等</td></tr><tr><td>NO.</td><td>区分</td><td>補助率</td><td>限度額</td><td>備考</td></tr><tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">新築</td><td>2/3</td><td>1,000 万</td><td>未設置</td></tr><tr><td>1/2</td><td>1,000 万</td><td>既設置</td></tr><tr><td>2</td><td>改築</td><td>1/2</td><td>1,000 万</td><td></td></tr><tr><td>3</td><td>増築</td><td>1/2</td><td>600 万</td><td></td></tr><tr><td>4</td><td>改修</td><td>2/3</td><td>500 万</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">5</td><td rowspan="2">建物取得</td><td>2/3</td><td>1,000 万</td><td>未設置</td></tr><tr><td>1/2</td><td>800 万円</td><td>既設置</td></tr><tr><td>6</td><td>土地取得</td><td>2/3</td><td>1,000 万</td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>福祉耐震</td><td>2/3</td><td>500 万</td><td></td></tr><tr><td>8</td><td>借地</td><td>1/2</td><td>5 万</td><td></td></tr><tr><td>9</td><td>借家</td><td>1/2</td><td>5 万</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td>解体</td><td>1/2</td><td>200 万</td><td></td></tr></table> ・ 新築＝新たに公民館を建設すること ・ 改築＝既設の公民館の建替え ・ 増築＝既設の公民館の建増し等 ・ 改修＝建築物を部分的に修理または新たな設備を設置すること、リフォームも含む ・ 福祉＝障がい者、高齢者等がより利用しやすくなるための整備（該当となる事業：玄関スロープ設置、トイレ洋式化等のほか、長野県福祉のまちづくり条例にもとづくもの） ・ 耐震＝耐震診断に基づく耐震補強	補助率等					NO.	区分	補助率	限度額	備考	1	新築	2/3	1,000 万	未設置	1/2	1,000 万	既設置	2	改築	1/2	1,000 万		3	増築	1/2	600 万		4	改修	2/3	500 万		5	建物取得	2/3	1,000 万	未設置	1/2	800 万円	既設置	6	土地取得	2/3	1,000 万		7	福祉耐震	2/3	500 万		8	借地	1/2	5 万		9	借家	1/2	5 万		10	解体	1/2	200 万	
補助率等																																																																			
NO.	区分	補助率	限度額	備考																																																															
1	新築	2/3	1,000 万	未設置																																																															
		1/2	1,000 万	既設置																																																															
2	改築	1/2	1,000 万																																																																
3	増築	1/2	600 万																																																																
4	改修	2/3	500 万																																																																
5	建物取得	2/3	1,000 万	未設置																																																															
		1/2	800 万円	既設置																																																															
6	土地取得	2/3	1,000 万																																																																
7	福祉耐震	2/3	500 万																																																																
8	借地	1/2	5 万																																																																
9	借家	1/2	5 万																																																																
10	解体	1/2	200 万																																																																
Q & A	Q.申請時期はいつか。 A.前年度の 8～9 月頃、各町会あてに要望調査を実施。要望した町会は、翌年（事業実施年）度に本申請を行う。 Q.いつから事業に着手できるか。 A.補助金交付決定書が届いてから。 Q.Wi-Fi 機器の整備は補助対象となるか。 A.Wi-Fi 整備のための工事費用（配線工事等）は対象。 （Wi-Fi 整備に伴う備品購入費や、整備後の通信料等は対象外） Q.補助対象とならないものは何か。 A.事業着手後に申請のあったもの、手数料、委託料（設計・監理を含む）、消耗品、備品購入費、そのほか審査により適当と認められないもの ※その他お問い合わせは下記担当課へご連絡ください。																																																																		
要 綱 等	・ 松本市町内公民館整備補助金交付要綱																																																																		
担 当 課 等	生涯学習課(M ウイング 2F)32-1132																																																																		

【コミュニティ助成事業】 一般コミュニティ助成事業（地域活動助成事業） （５－１５①）	内 容	・ コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備に対する助成
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 事業実施主体 市が認めるコミュニティ組織（区、自治会等） 2 助成金額 100 万円～250 万円 （助成率 100%以内） （ 1 0 万円単位 1 0 万円未満を切り捨て）
	Q & A	Q.どんな団体が助成対象なのか。 A.市（区）町村が認めるコミュニティ組織（町会など） Q.申請時期はいつ頃か。 A.前年度の 8 月中旬頃（一般財団法人自治総合センターの HP に募集要綱等が掲載予定） Q.助成対象となるものは何か。 A.コミュニティ活動に直接必要になる設備、備品等 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・コミュニティ助成事業実施要項（一財自治総合センター）
	担 当 課 等	地域づくり支援課(大手事務所 3F)34-3280
【コミュニティ助成事業】 コミュニティセンター助成事業 （５－１５②）	内 容	・ コミュニティ活動に必要な集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設等に対する助成
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 事業実施主体 市が認めるコミュニティ組織（認可地縁団体） 2 助成金額 対象事業費の 5 分の 3 以内に相当する額で、2,000 万円以内（ 1 0 万円単位 1 0 万円未満を切り捨て）
	Q & A	Q.申請時期はいつ頃か。 A.前年度の 8 月中旬頃（一般財団法人自治総合センターの HP に募集要綱等が掲載予定） Q.助成対象となるものは何か。 A.集会施設の新築や改築 Q.町内公民館整備事業補助金との併用は可能か。 A.可能です。 ※その他お問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・コミュニティ助成事業実施要項（一財自治総合センター）
	担 当 課 等	生涯学習課(M ウイング 2F)32-1132

【コミュニティ助成事業】 地域防災組織育成 助成事業 (自主防災組織育 成助成事業) (5-15③)	内 容	・ 自主防災組織等が行う地域の防災活動に直接必要な設備等の整備に対する補助
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 事業実施主体 市が認める自主防災組織 2 助成金額 30 万円～200 万円 (助成率 100%以内) (10 万円単位 10 万円未満を切り捨て)
	Q & A	Q.申請時期はいつ頃か。 A.前年度の 8 月中旬頃（一般財団法人自治総合センターの HP に募集要綱等が掲載予定） ※その他お問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	要 綱 等	・コミュニティ助成事業実施要項（一財自治総合センター）
	担 当 課 等	危機管理課(本庁舎別棟 1F)33-9119

（令和 7 年度の募集要綱からの抜粋）

※5-15 コミュニティ助成事業とは

地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するため、「一般財団法人 自治総合センター」が、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり等に対して助成を行っています。

また、公益財団法人長野県市町村振興協会でも同様の事業を地域活動助成事業として実施しています。

例年、8 月中旬に要綱が示され、8 月下旬から 9 月上旬に申請書を提出できるように、町会連合会常任理事会経由で情報提供しています。

※ 助成団体の予算や過去の採用実績からみて、申請しても必ず採用になるものではありません。



コミュニティ助成事業について



実施状況

別表6 任意団体・市民活動団体を対象とする交付金等

地域福祉活動推進事業交付金等 (6-1) 	内 容	・ 地域住民が互いに支え合う『地域福祉活動』の新たな担い手を育成、確保し、更なる地域福祉活動を推進するため、地域福祉活動を行う団体に対する交付金等を交付
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 交付対象者 市内を活動拠点とする、3人以上の任意団体（ボランティア団体、高齢者クラブ等） 2 交付対象となる地域福祉活動 (1) 健康づくり、居場所づくり ※概ね 65 歳以上の住民を対象に 10 人以上が集まる事業 ※健康づくり活動においては、体力づくりサポーターや音楽健康指導士または健康づくりに知識のある人が行うこと。 (2) 家事支援
	Q & A	Q.申請時期はいつ頃か。 A. 3月中旬より事前協議受付。4/1～5/31 まで本申請受付 Q.町内公民館でのカラオケサークルの活動は対象となるか。 A.サークル活動のような特定の仲間で行う活動は、補助対象にはならない。 Q.地区社協から補助金をもらっていても申請はできるか。 A.地区社協や町会から補助金をもらっていても申請可能（※市社協や他補助金をもらっている場合は申請不可） Q.交付金は毎年もらえるのか。 A.交付金の交付期間は5年間が限度で、団体名を変更しての受付もできない。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	担 当 課 等	福祉政策課(東庁舎 2F)34-3227

認知症カフェ 開設・運営助成 事業 (6-2) 	内 容	地域住民の誰もが参加できる場である良さを活かし、認知症の方本人や家族が思いを共有する場、社会参加の場として安心して参加できる認知症カフェの開設及び継続的な運営に対して助成を行う。
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 交付対象者 補助対象とする「認知症カフェ」については、概ね年6回以上実施し、1回当たりの開催時間は2時間程度 ※補助事業対象には、必ず在宅の認知症の人の家族あるいは認知症の人の参加が1名以上あることや市内全体の周知及び市内の認知症の人の家族からの参加希望があった場合の受け入れ等要件や注意事項があります。事前にお問い合わせください。 2 交付対象事業 (1) 開設補助 「認知症カフェ」等開設主体に対し、1か所3万円を上限とし、開設に要する備品及び機材の購入への助成 (2)運営補助 「認知症カフェ」を運営している者等が開催する、地域及び介護者向けの認知症の方への適切な対応に関する講話等の開催経費（講師謝礼）への助成（開設年度から3年期限・1か所2万円を上限）
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	担 当 課 等	高齢福祉課福祉担当(本庁舎北別棟 2F)34-3237
(自主防災組織に対する) 防災活動支援 補助金 (6-3) 	内 容	- 避難所運営委員会が行う避難所開設 - 運営訓練に係る経費に対し、補助金を交付するもの
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 対象となる経費 避難所開設・運営訓練に要する報償費（指導者謝礼等）、炊出し訓練の材料費、訓練資機材の借上げ料、通信運搬費等 2 補助率 対象経費の10/10以内 3 補助上限額 (1) 宿泊を伴わない訓練…単年度5万円 (2) 宿泊を伴う訓練 …単年度10万円 ※必ず着手する前に申請してください。
	要 綱 等	松本市自主防災組織防災活動支援補助金交付要綱
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	担 当 課 等	危機管理課(本庁舎別棟 1F)33-9119

子どもの居場所 づくり推進事業 交付金 (6-4)	内 容	・ 地域における子どもの居場所づくりを推進し、子どもにとって安全・安心で、温かな地域社会を創造するため、予算の範囲内で松本市<u>子どもの居場所づくり推進事業</u>交付金を交付するもの。 ※ 1 地域の大人が、地域の子どもに対して、食事や学習支援などを中心とした地域における団らんの場を提供する事業
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 交付対象者 (1) 町会または地区町会連合会に属する団体 (2) 非営利（営利活動を目的としないことをいいます。）の市民活動団体 (3) その他市長が適当と認める団体 ※上記に該当し、かつ会則等によりその組織及び運営に関する事項を定めている団体 2 交付対象事業 ※次に掲げる要件を全て満たす子どもの居場所づくり推進事業 (1) 地域内の子どもであれば、広く誰でも利用できる子どもの自主的な参加に向けた取組みを行うこと。 (2) 市長が適当と認める市内の同一施設において、定期的に実施するものとし、概ね 1 ヶ月に 1 回以上、1 回当たり 2 時間以上実施すること。 (3) 毎回食事を提供すること。 (4) 学習支援の実施又は子どもや保護者の生活相談に応じること。
	Q & A	Q.他の補助金等との併用はできるか。 A.国、県、民間の補助金等との併用可。松本市の補助金等の場合は併用の可否について条件があるため要相談 Q.遡って申請はできるか。 A.事前申請制であるため、遡っての申請は不可。事前に相談があった場合のみ、同月に限り遡っての申請可 Q.飲食店を営んでいるが申請できるか。 A.営業と子どもの居場所事業を明確に区別できる場合に同敷地内で申請可（例：営業時間外に実施） ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	担 当 課 等	こども福祉課(東庁舎 1F)33-4767

学都松本寺子屋事業交付 (6-5)	内 容	・ 子どもたちの学習習慣の定着及び学習意欲、基礎学力並びに自己肯定感の向上を図るため、地域の大人が子どもたちに学習の支援を行う団体に交付金を交付するもの。
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 交付対象者 (1) 町会または地区関係団体等 (2) 非営利（営利活動を目的としないことをいいます。）の市民活動団体 (3) その他市長が適当と認める団体 ※上記に該当し、かつ会則等によりその組織及び運営に関する事項を定めている団体 2 交付対象事業 ※次に掲げる要件を全て満たす学都松本寺子屋事業 (1) 主に市内に居住又は通学する小学生、中学生及び高校生等の全部または一部を対象とし、地域への周知等地域内の子どもの参加に向けた取組みを行う事業であること。 (2) 学習支援を定期的に実施するものとし、原則、1回当たり1時間以上、おおむね1月に1回以上又は夏季、冬季若しくは学年末の長期休業中におおむね1週間に1回以上実施すること。 (3) 子ども又は保護者の生活上の相談等に応じ、必要があると認められる場合は、緊急の場合を除き、本人の同意を得て、市と連携を図り必要な支援に結びつけること。
	Q & A	Q.どんな活動が支給対象になるか。 A.交付対象事業に該当し、誰でも無料で受け入れることが条件。 Q.個人的な活動も支給対象になるか。 A.支給対象は団体のみで個人的な活動は支給対象外。 ※その他問い合わせは下記担当課へご連絡ください。
	担 当 課 等	教育政策課(大手事務所 4F)33-3980

若者チャレンジ応援 事業補助金 (6-6)	内 容	・ 若者の団体による、まちの魅力向上や地域課題の解決に取り組む事業に対し、補助金を交付するもの
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 交付対象者 (1) 15 歳以上 35 歳未満の若者 3 名以上で構成される団体 (2) 活動拠点または活動地域が松本市であること (3) 若者が主体となって事業を実施する団体 2 交付対象事業 (1) 市内の地域課題の解決や魅力の向上に取り組む事業 (2) 公益的、社会貢献的な事業であって、新たな成果を生み出すことを目指す事業 3 補助額 (1) 補助率 対象経費の 10 / 10 以内 (2) 補助限度 下限 1 万円～上限 10 万円 4 対象経費 報償費、旅費、役務費（手数料、保険料など）、需用費（消耗品費、印刷製本費など）、使用料など 5 募集期間 4 月～ 5 月末日 ※申請前に事前相談が必要です。
	Q & A	Q.どんな事業が対象になるか。 A.地域課題の解決や魅力向上を目的とし、公益的かつ新たな成果を生み出す事業 Q.若者（15～34 歳）以外のメンバーが所属している団体でも申請可能か。 A. 3 人以上の若者が所属し、若者が主体的に実施している事業であれば可能
	担 当 課 等	若者参画課(M ウイング 1 F)34-2070

ボランティア輸送事業 補助金 (6-7)	内 容	地域の皆さんが運営している移動支援サービスを支援するため 補助金を交付するもの（ボランティア輸送）
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 補助対象経費・補助額 (1) ボランティア輸送事業に適合する自動車保険の保険料 上限30万円(10/10) (2) 事務費 上限5万円(1/2) 2 補助対象者 非営利団体（町会、特定非営利活動法人など）
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	要 綱 等	松本市ボランティア輸送事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	公共交通課（東庁舎4階）TEL34-3033
交通空白地域等乗 合タクシー事業補助 金 (6-8)	内 容	地域の皆さんが運営している移動支援サービスを支援するため 補助金を交付するもの（乗合タクシー）
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 補助対象経費・補助額 (1) タクシーの利用料のうち、利用者の代わりに運営団体が 負担したもの 利用者1人につき、1乗車150円 (2) 事務費 上限5万円(1/2) 2 補助対象者 非営利団体（町会、特定非営利活動法人など）
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	要 綱 等	松本市交通空白地域等乗合タクシー事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	公共交通課（東庁舎4階）TEL34-3033
交通空白地有償運 送補助事業 (6-9)	内 容	交通空白地での住民等が運営する有償運送事業を支援する ため、補助金を交付するもの
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 補助限度額 800万円（補助率：10/10） 2 補助対象者 NPO法人、許可地縁団体、営利を目的としない社団など
	Q & A	※ご不明な点は下記担当課へお問い合わせください。
	要 綱 等	松本市交通空白地有償運送事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	公共交通課（東庁舎4階）TEL34-3033

地域重点プロジェクト 事業補助金 (6-10)	内 容	地域課題の解決や地域活性化を目的として、地区関係団体等が協働して実施する事業について、予算の範囲内で補助金を交付するもの
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 補助対象者 (1) 緩やかな協議体 (2) 地区町会連合会 (3) (1)、(2)に準ずる地域運営組織 (4) (1)又は(2)と協働して事業を実施する団体 (5) その他市長が適当と認める団体 2 補助対象事業 一又は複数の地区を対象とする事業であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業 (1) 地域課題の解決や地域活性化に資する事業であること。 (2) 当該地区の地域特性や地域資源の活用が十分に考慮された事業であること。 (3) 他地域の参考となるような先進性、独自性を有する事業であること。 (4) 実施方法が妥当であり、具体的な効果や成果が期待できる事業であること。 (5) 補助事業完了後も持続的な発展が見込める事業であること。 (6) 補助対象候補事業として認定された事業であること。 3 補助率 (1) 1の(1)～(3)に掲げる団体（緩やかな協議体等） (2) 補助対象経費の 10 / 10 以内 (2) 2の(4)、(5)に掲げる団体（その他の団体） 補助対象経費の 8 / 10 以内 4 補助限度額 当該事業の実施期間（最大3年間）を通じて、総額 1,000万円まで
	Q & A	Q.どうすれば申請できるか。 A.補助金を申請するためには、あらかじめ補助対象候補事業の認定を受ける必要があります。まずは当該地区の地域づくりセンターへご相談ください。
	要 綱 等	松本市地域重点プロジェクト事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	各地区地域づくりセンター又は 地域づくり支援課(大手事務所 3F) TEL : 34-3280

地域チャレンジ応援 事業補助金 (6-11)	内 容	単位町会や有志グループ等の自主的・自発的な地域づくり活動 を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付するもの
	交 付 額 ・ 補 助 率 等	1 町会チャレンジの部 (1) 補助対象者 単位町会 (2) 補助対象事業 町会の課題解決や活性化を図る新規の取組みであつて、他町会の参考となるような先進性が認められる事業 2 一般チャレンジの部 (1) 補助対象者 市民活動団体（但し単位町会を除く。） (2) 補助対象事業 地域コミュニティの醸成や地域の魅力向上等を通じて、地域に新たな活力を生み出そうとする事業 3 補助率及び補助限度額 1、2ともに、補助率10/10以内、20万円まで
	Q & A	Q.どうすれば申請できるか。 A.年度当初に補助事業を募集しますので、地域づくりセンターへご相談ください。 Q.申請は何回できるか。 A.申請は年1回、同一事業につき通算3回まで可能です。
	要 綱 等	松本市地域チャレンジ応援事業補助金交付要綱
	担 当 課 等	各地区地域づくりセンター又は 地域づくり支援課(大手事務所 3F) TEL : 34-3280

別表 7 地区役員に対する報償費等

	役 職 名 等	内 容	根 拠 条 例 ・ 報 酬 等	担 当 課 等
7-1	地区町会連合 会長報償費	○市政の円滑な推進 を図るため、地区町会 連合会長として、町会 活動の推進に対する報 償費	○松本市町会運営活動費交付 金等支給要綱 ・1人あたり 年額 129,300円	地域づくり支援課 (大手事務所 3F) 34-3280
7-2	地区環境衛生 協議会長 報償費	○環境行政の円滑な 推進を図るため、地区 環境衛生協議会長とし て、衛生活動の推進に 対する報償費	○松本市町会衛生部運営活動 費交付金等支給要綱 ・1人あたり 年額 43,000円	環境業務課 (クリーンセンター2F) 47-1096
7-3	地区育成会長 報償費	○青少年の健全育成 を図るため、地区子ども 会育成会長として、市 子ども会 育成連合会 活動への協力に対する 報償費	・1人あたり 年額 7,000円	こども育成課 (東庁舎別棟 1F) 34-3291
7-4	有害環境浄化 活動報償費	○青少年のよりよい環境 づくりを推進するため、有 害環境の実態調査と浄 化活動を行う地区育成 会役員に対する報償費	(1地区2人) ・1人1回あたり 3,300円	こども育成課 (東庁舎別棟 1F) 34-3291
7-5	地区公民館 委員報償費	○地区公民館活動充 実のため、「運営・館報・ 図書視聴覚・体育・文 化」の計5部門の委員 に対する報償費	○松本市公民館条例施行規則 ・原則として 1人1回あたり 1,400円	生涯学習課・ 中央公民館 (Mウイング 2F) 32-1132

別表 8 町会役員に対する報償費等

	役 職 名 等	内 容	根 拠 条 例 ・ 補 助 率 等	担 当 課 等
8-1	単位町会長 報償費	○市政の円滑な推進を図るため、単位町会長として、町会活動の推進に対する報償費	○松本市町会運営活動費交付金等支給要綱 (年額) ・均等割 80,000円 ・世帯割 (300世帯まで) @546円×加入世帯数 (300世帯超分) @280円×世帯数から 300を減じて得た数	地域づくり支援課 (大手事務所 3F) 34-3280
8-2	環境衛生部長 報償費	○環境行政の円滑な推進を図るため、環境衛生部長として、衛生活動の推進に対する報償費	○松本市町会衛生部運営活動費交付金等支給要綱 (年額) ・均等割 25,000円 ・世帯割 (300世帯まで) @167円×加入世帯数 (300世帯超分) @83円×世帯数から 300を減じて得た数	環境業務課 (クリーンセンター2F) 47-1096

資 料 編

松本市災害時サポート事業所登録制度について

松本市では、地域防災力の向上を目的として、地域に身近な民間企業の事業所に、災害時の避難誘導や食料品の提供、避難所としての提供など、地域と連携した防災支援に自主的かつ本来業務に支障のない範囲で協力いただく登録制度があります。

登録事業所や支援内容については、市から対象の地区や町会にご案内するほか、市ホームページでもご確認いただけます。

松本市災害時サポート事業所登録制度 登録事業所一覧

(令和7年4月1日現在)

地区	事業所			支援内容				備考
	事業所名	所在地	業種	労務提供	物資提供	避難場所の提供	その他	
第一	竹淵歯科医院	松本市深志2-1-7	医療・福祉業	○		○		支援地域 ・第一地区本町四丁目町会
第三	株式会社アステップ信州 (フリーダムホール燦祥館)	松本市埋橋2-6-1	サービス業 (冠婚葬祭)		○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・第三地区 フリーダムホール燦祥館 ・鎌田地区 アステップ信州 本社 ・白板地区 松本法祥苑 ・芳川地区 みすず野法祥苑 ・庄内地区 花の法祥苑
第三	中電クラビス株式会社 松本営業所	松本市埋橋1-5-3	広告・保険業	○	○			支援地域 ・第三地区東源池町会 ・第三地区西埋橋町会
東部	有限会社 タキザワ組	松本市城東1丁目4番4号	建設業	○	○	○		支援地域 ・東部地区東町2丁目町会
東部	株式会社 ヤマシタ からだ・楽	松本市城東1-4-6	医療・福祉業	○	○	○		支援地域 ・東部地区東町一丁目町会、東町二丁目町会、東町三丁目町会
東部	安保塗装 株式会社	松本市清水2丁目11-51	建設業	○	○	○		支援地域 ・東部地区 清水東町会
東部	穂高テレビジョン商会	松本市城東1丁目5番16号	電気工事業		○			支援地域 ・東部地区 東町2丁目町会
東部	三協電気工業株式会社	松本市女鳥羽1丁目8番5号	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・東部地区 南上横田町会
東部	株式会社 魚万 汲田	松本市城東1-4-7	卸・小売業		○			支援地域 ・東部地区東町二丁目町会
東部	有限会社 丸一 腰原商店	松本市城東1-4-10	卸・小売業		○			支援地域 ・東部地区東町二丁目町会、片端町町会、出居番町町会
中央	株式会社 たかぎ	松本市大手3-5-12	卸・小売業 飲食業		○			支援地域 ・中央地区大名町町会 ・中央地区
中央	株式会社 ウェルライフ信州	松本市大手2-9-23	医療・福祉業	○				支援地域 ・中央地区
中央	あったか子育て応援住宅株式会社	松本市大手4丁目8-17	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救助物資集積場所の提供 ・その他防災・救援活動等独自の取組 (AEDを常備しております。) 支援地区 ・中央地区上土町町会
城北	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
安原	川窪建設 株式会社	松本市桐3丁目1番14号	建設業	○	○	○		支援地域 ・安原地区中原町会
安原	SangMobile合同会社	松本市蟻ヶ崎台9-1	サービス業		○			支援地域 ・芳川地区、神林地区、安原地区、寿台地区、梓川地区
白板	株式会社アステップ信州 (松本法祥苑)	松本市宮淵3-1-12	サービス業 (冠婚葬祭)		○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・第三地区 フリーダムホール燦祥館 ・鎌田地区 アステップ信州 本社 ・白板地区 松本法祥苑 ・芳川地区 みすず野法祥苑 ・庄内地区 花の法祥苑
白板	ルピナ中部工業株式会社	松本市宮淵2丁目2番31号	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・白板地区(宮淵東町会)
白板	株式会社 アスピア	松本市宮淵1-3-30	建設業 不動産業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・白板地区
白板	大蔵木工 株式会社	宮淵1丁目1番18号	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・白板地区駒町町会
田川	信州消防防災設備協同組合 (有限会社 信州防災)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市両島18-19)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・田川地区、鎌田地区
田川	株式会社 林友 建築事業部	松本市渚4-1-1	建設業	○			○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・田川地区渚町町会
田川	株式会社 小池組	松本市渚3丁目6番17号	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・その他防災・救援活動等独自の取組 (松本市排水ポンプ設置業務委託契約) 支援地域 ・田川地区渚本村町会、渚宮本町会

松本市災害時サポート事業所登録制度 登録事業所一覧

(令和7年4月1日現在)

地区	事業所			支援内容				備考
	事業所名	所在地	業種	労務提供	物資提供	避難場所の提供	その他	
庄内	株式会社アステッブ信州 (花の法祥苑)	松本市筑摩3-8-11	サービス業 (冠婚葬祭)		○	○	○	「その他」の内容 救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・第三地区 フリーダムホール燦祥館 ・鎌田地区 アステッブ信州 本社 ・白板地区 松本法祥苑 ・芳川地区 みすず野法祥苑 ・庄内地区 花の法祥苑
庄内	信州消防防災設備協同組合 (アルプス防災工業㈱)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市並柳1-10-1)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・庄内地区
庄内	信州消防防災設備協同組合 (松本ホーチキ 株式会社)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市筑摩4-3-31)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・庄内地区
庄内	株式会社 中島	松本市庄内1丁目9番11号	建設業			○		支援地域 ・庄内地区逢初町町会、南新町2丁目町会
庄内	株式会社 松本工務店	松本市神田1丁目21番4号	建設業			○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・庄内地区神田町会
鎌田	株式会社アステッブ信州 (アステッブ信州 本社)	松本市高宮東1-28	サービス業 (冠婚葬祭)		○	○	○	「その他」の内容 救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・第三地区 フリーダムホール燦祥館 ・鎌田地区 アステッブ信州 本社 ・白板地区 松本法祥苑 ・芳川地区 みすず野法祥苑 ・庄内地区 花の法祥苑
鎌田	株式会社 オーチャード (林檎の湯屋おぶ～)	松本市石芝3-9-44	公衆浴場			○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・鎌田地区石芝町会 ・鎌田地区、芳川地区、笹賀地区、神林地区
鎌田	信州消防防災設備協同組合 (コバボースシステム㈱)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市石芝4-4-27)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・松南地区、鎌田地区
鎌田	信州消防防災設備協同組合 (株式会社 信越報知)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市野溝西2-11-14)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・鎌田地区、芳川地区、笹賀地区
鎌田	信州消防防災設備協同組合 (有限会社 信州防災)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市西島18-19)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・田川地区、鎌田地区
鎌田	信州消防防災設備協同組合 (有限会社 松本中信防災)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市野溝西1-9-47)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・鎌田地区、芳川地区
鎌田	信州消防防災設備協同組合 (富士防災設備 株式会社)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市高宮西5番12号)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・松南地区、鎌田地区
鎌田	丸善土木株式会社	松本市南原二丁目20番4号	建設業	○		○		支援地域 ・鎌田地区南原町会
鎌田	アルピコ交通株式会社	松本市井川城2-1-1	運輸業	○		○		支援地域 ・鎌田地区井川城中区町会
鎌田	株式会社 アイネット	松本市征矢野1-5-46	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・鎌田地区征矢野町会
鎌田	松本日産自動車株式会社	松本市深志2丁目1番17号	卸・小売業			○	○	「その他」の内容 ・その他防災・救援活動等独自の取組 (電気自動車からの電気供給) 支援地域 ・鎌田地区高宮町会
松南	信州消防防災設備協同組合 (コバボースシステム㈱)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市石芝4-4-27)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・松南地区、鎌田地区
松南	信州消防防災設備協同組合 (富士防災設備 株式会社)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市高宮西5番12号)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・松南地区、鎌田地区
松南	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
松南	株式会社 大和ホーム工業	松本市南松本1丁目2番6号	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・その他防災・救援活動等独自の取組 (井戸水(生活用水等)の提供) 支援地域 ・松南地区南松本一丁目町会
島内	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
島内	株式会社 藤澤組	松本市島内1260番地10	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・島内地区小宮町会
島内	清水口建設 株式会社	松本市和田4705番地3	建設業	○				支援地域 ・島内地区小宮町会

松本市災害時サポート事業所登録制度 登録事業所一覧

(令和7年4月1日現在)

地区	事業所			支援内容				備考
	事業所名	所在地	業種	労務提供	物資提供	避難場所の提供	その他	
島内	株式会社 フジ・システムズ	松本市島内4 1 5 7番地1	建設業	○			○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・島内地区青島町会
島内	株式会社 信州グリーン	松本市島内1 2 5 9番地1 3 7	建設業	○		○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・島内地区
島内	株式会社 高岡組	松本市島内3 5 1 6－1 6	建設業	○	○			支援地域 ・島内地区松島町会
中山	信州消防防災設備協同組合 (有限会社 埴原防災)	松本市島内1 8 5 8番地 龍上館205号室 (松本市中山3114)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・中山地区、寿地区
中山	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番1 6号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
島立	松本土建株式会社	松本市島立6 3 5－1	建設業	○		○		支援地域 ・島立堀米町会
島立	信州消防防災設備協同組合 (株オーエム防災工業)	松本市島内1 8 5 8番地 龍上館205号室 (松本市島立4923番地11)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・島立地区、和田地区、新村地区
島立	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番1 6号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
島立	株式会社 大新建設	松本市島立3 6 0 6－1	建設業	○	○	○		支援地域 ・島立地区北栗町会
島立	株式会社 五条建設	松本市島立4 0 6 4番地2	建設業	○				支援地域 ・島立地区北栗町会
島立	株式会社 SDSオーケーエンジニア	松本市島立3 9 6 9番地4	建設業	○	○	○		支援地域 ・島立地区北栗町会
島立	株式会社 信濃レジン	松本市島立3 5 1 0－3	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・島立地区 北栗町会、三ノ宮町会
新村	信州消防防災設備協同組合 (株オーエム防災工業)	松本市島内1 8 5 8番地 龍上館205号室 (松本市島立4923番地11)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・島立地区、和田地区、新村地区
新村	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番1 6号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
新村	有限会社 中部警備救助	松本市新村2 8 3番地	サービス業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・新村地区
新村	大伸土木株式会社	松本市新村3 0 2 9番地	建設業	○				支援地域 ・新村地区下新南町会
新村	株式会社 TB企画 EX松本店	松本市新村2 9 1 0番地	サービス業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・その他防災・支援活動等独自の取組 (備蓄水、携帯トイレ、アルミブランケット500名分無償提供) 支援地域 ・新村地区
和田	信州消防防災設備協同組合 (株オーエム防災工業)	松本市島内1 8 5 8番地 龍上館205号室 (松本市島立4923番地11)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・島立地区、和田地区、新村地区
和田	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番1 6号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
和田	株式会社 フロンティア・スピリット	松本市和田4 7 0 9番地	建設業・その他	○		○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・その他防災・支援活動等独自の取組 (災害廃棄物の処理) 支援地域 ・今井地区・神林地区・和田地区
神林	株式会社 オーチャード (林檎の湯屋おぶ～)	松本市石芝3－9－4 4	公衆浴場			○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・鎌田地区石芝町会 ・鎌田地区、芳川地区、笹賀地区、神林地区
神林	マクセルイズミ株式会社	松本市笹賀3 0 3 9	製造業		○	○		支援地域 ・笹賀地区、神林地区
神林	信州消防防災設備協同組合 (CSK総合防災 株)	松本市島内1 8 5 8番地 龍上館205号室 (松本市村井町北2-13-57)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・芳川地区、寿地区、内田地区、笹賀地区、今井地区、神林地区

松本市災害時サポート事業所登録制度 登録事業所一覧

(令和7年4月1日現在)

地区	事業所			支援内容				備考
	事業所名	所在地	業種	労務提供	物資提供	避難場所の提供	その他	
神林	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
神林	株式会社 倉科鐵工所	松本市神林3878番地	建設業	○	○			支援地域 ・神林地区下神町会
神林	株式会社 日邦バルブ	松本市笹賀3046	製造業	○	○	○		支援地域 ・笹賀地区 神林地区
神林	株式会社 フロンティア・スピリット	松本市和田4709番地	建設業・その他	○		○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・その他防災・救援活動等独自の取組（災害廃棄物の処理） 支援地域 ・今井地区・神林地区・和田地区
神林	三嶋治療整復院	松本市神林1467-5	サービス業		○	○		支援地域 ・神林地区
神林	SangMobile合同会社	松本市蟻ヶ崎台9-1	サービス業		○			支援地域 ・芳川地区、神林地区、安原地区、寿台地区、梓川地区
笹賀	株式会社 オーチャード（林檎の湯屋おぶ〜）	松本市石芝3-9-44	公衆浴場			○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・鎌田地区石芝町会 ・鎌田地区、芳川地区、笹賀地区、神林地区
笹賀	マクセルイズミ株式会社	松本市笹賀3039	製造業		○	○		支援地域 ・笹賀地区、神林地区
笹賀	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 松本支店	松本市村井町北2丁目9-24	卸・小売業		○	○		支援地域 ・笹賀地区、芳川地区、寿地区
笹賀	信州消防防災設備協同組合（サスナカ通信工業㈱）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市笹賀7600-6）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・笹賀地区、芳川地区
笹賀	信州消防防災設備協同組合（株式会社 信越報知）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市野溝西2-11-14）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・鎌田地区、芳川地区、笹賀地区
笹賀	信州消防防災設備協同組合（CSK総合防災 ㈱）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市村井町北2-13-57）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・芳川地区、寿地区、内田地区、笹賀地区、今井地区、神林地区
笹賀	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
笹賀	株式会社 中野工務店	松本市大字笹賀5905-3	建設業	○		○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・笹賀地区下二子町会
笹賀	有限会社 渡邊興業	松本市大字笹賀537-12	建設業	○		○		支援地域 ・笹賀地区今町会
笹賀	サスナカ通信工業株式会社	松本市大字笹賀7600-6	建設業	○	○	○		支援地域 ・笹賀地区
笹賀	林友電気通信工事株式会社	松本市笹賀8028	建設業	○		○		支援地域 ・笹賀地区下二子町会
笹賀	株式会社 日邦バルブ	松本市笹賀3045	製造業	○	○	○		支援地域 ・笹賀地区 神林地区
笹賀	株式会社 千村建設	松本市笹賀3042-5	建設業	○				支援地域 ・笹賀地区菅野町会
笹賀	株式会社 千村設備工業	松本市笹賀3042-5	建設業	○				支援地域 ・笹賀地区菅野町会
芳川	株式会社アステッブ信州（みすず野法祥苑）	松本市市場11-36	サービス業（冠婚葬祭）		○	○	○	「その他」の内容 救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・第三地区 フリーダムホール燦祥館 ・鎌田地区 アステッブ信州 本社 ・白板地区 松本法祥苑 ・芳川地区 みすず野法祥苑 ・庄内地区 花の法祥苑
芳川	株式会社 オーチャード（林檎の湯屋おぶ〜）	松本市石芝3-9-44	公衆浴場			○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・鎌田地区石芝町会 ・鎌田地区、芳川地区、笹賀地区、神林地区
芳川	サントリービバレッジサービス株式会社 松本支店	塩尻市広丘吉田3335	卸・小売業		○	○		支援地域 ・芳川地区
芳川	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 松本支店	松本市村井町北2丁目9-24	卸・小売業		○	○		支援地域 ・笹賀地区、芳川地区、寿地区
芳川	信州消防防災設備協同組合（サスナカ通信工業㈱）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市笹賀7600-6）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・笹賀地区、芳川地区
芳川	信州消防防災設備協同組合（株式会社 信越報知）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市野溝西2-11-14）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・鎌田地区、芳川地区、笹賀地区
芳川	信州消防防災設備協同組合（CSK総合防災 ㈱）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市村井町北2-13-57）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・芳川地区、寿地区、内田地区、笹賀地区、今井地区、神林地区
芳川	信州消防防災設備協同組合（有限会社 松本中信防災）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市野溝西1-9-47）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・鎌田地区、芳川地区

松本市災害時サポート事業所登録制度 登録事業所一覧

(令和7年4月1日現在)

地区	事業所			支援内容				備考
	事業所名	所在地	業種	労務提供	物資提供	避難場所の提供	その他	
芳川	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
芳川	株式会社 滝澤工務店	松本市今井7155番地74	建設業		○	○		支援地域 ・芳川地区村井町町会、今井地区
芳川	株式会社 田内工務店	松本市平田東3丁目20番8号	建設業	○		○		支援地域 ・芳川地区美芳町町会
芳川	株式会社 エバラ	松本市野溝西1丁目10番22号	建設業			○		支援地域 ・芳川地区野溝町会
芳川	株式会社スカイロード	松本市村井町西2-3-5	建設業	○	○	○		支援地域 ・芳川地区
芳川	株式会社 アシスト&ソリューション	松本市野溝西2-2-32	ビルメンテナンス業	○	○	○		支援地域 ・芳川地区 野溝町会
芳川	SangMobile合同会社	松本市蟻ヶ崎台9-1	サービス業		○			支援地域 ・芳川地区、神林地区、安原地区、寿台地区、梓川地区
寿	北陸コカ・コーラボトリング株式会社 松本支店	松本市村井町北2丁目9-24	卸・小売業		○	○		支援地域 ・笹賀地区、芳川地区、寿地区
寿	信州消防防災設備協同組合（CSK総合防災 ㈱）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市村井町北2-13-57）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・芳川地区、寿地区、内田地区、笹賀地区、今井地区、神林地区
寿	信州消防防災設備協同組合（有限会社 埴原防災）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市中山3114）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・中山地区、寿地区
寿	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
寿	中央建設工業 株式会社	松本市寿北9丁目1番6号	建設業	○		○		支援地域 ・寿地区、寿台地区、松原地区
寿	株式会社 国興	松本市寿南1-7-22	建設業			○		支援地域 ・寿地区小池町会
寿	有限会社 堀江工務店	松本市寿豊丘542番地	建設業	○		○		支援地域 ・寿地区白川町会
寿台	中央建設工業 株式会社	松本市寿北9丁目1番6号	建設業	○		○		支援地域 ・寿地区、寿台地区、松原地区
寿台	SangMobile合同会社	松本市蟻ヶ崎台9-1	サービス業		○			支援地域 ・芳川地区、神林地区、安原地区、寿台地区、梓川地区
岡田	株式会社 柳沢林業	松本市岡田下岡田774-1	林業	○	○			支援地域 ・岡田地区
岡田	一般財団法人 長野県文化振興事業団 松本文化会館（キッセイ文化ホール）	松本市水汲69-2	文化会館			○		支援地域 ・本郷地区、岡田地区
岡田	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
岡田	SangMobile合同会社	松本市蟻ヶ崎台9-1	サービス業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 支援地域 ・岡田地区
入山辺	株式会社 村瀬組	松本市里山辺4293番地8	建設業	○	○	○		支援地域 ・里山辺地区西小松町会 ・里山辺地区、入山辺地区
入山辺	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
里山辺	株式会社 村瀬組	松本市里山辺4293番地8	建設業	○	○	○		支援地域 ・里山辺地区西小松町会 ・里山辺地区、入山辺地区
里山辺	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
今井	信州消防防災設備協同組合（CSK総合防災 ㈱）	松本市島内1858番地 龍上館205号室 （松本市村井町北2-13-57）	消防・防災設備業		○			支援地域 ・芳川地区、寿地区、内田地区、笹賀地区、今井地区、神林地区
今井	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
今井	株式会社 フロンティア・スピリット	松本市和田4709番地	建設業・その他	○		○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 ・その他防災・救援活動等独自の取組（災害廃棄物の処理） 支援地域 ・今井地区・神林地区・和田地区
今井	株式会社 滝澤工務店	松本市今井7155番地74	建設業		○	○		支援地域 ・芳川地区村井町町会、今井地区

松本市災害時サポート事業所登録制度 登録事業所一覧

(令和7年4月1日現在)

地区	事業所			支援内容				備考
	事業所名	所在地	業種	労務提供	物資提供	避難場所の提供	その他	
内田	信州消防防災設備協同組合 (CSK総合防災 株)	松本市島内1858番地 龍上館205号室 (松本市村井町北2-13-57)	消防・防災設備業		○			支援地域 ・芳川地区、寿地区、内田地区、笹賀地区、今井地区、神林地区
本郷	一般財団法人 長野県文化振興事業団 松本文化会館 (キッセイ文化ホール)	松本市水汲69-2	文化会館			○		支援地域 ・本郷地区、岡田地区
本郷	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
松原	中央建設工業 株式会社	松本市寿北9丁目1番6号	建設業	○		○		支援地域 ・寿地区、寿台地区、松原地区
四賀	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
四賀	株式会社 草田組	松本市五常7470番地1	建設業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供
安曇	株式会社 大野建設	松本市安曇2619	建設業			○		支援地域 ・安曇地区 稲核町会
奈川	有限会社 桝 匠	松本市奈川1228	建設業	○	○		○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供
奈川	農家レストラン&カフェ0lu0lu	松本市奈川3740	飲食業	○	○	○		支援地域 ・奈川地区 古宿町会
梓川	エア・ウォーター東日本 株式会社	松本市梓川倭4262番地1	飲食業、宿泊業 サービス業	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・集積場所の提供 支援地域 ・梓川上大妻町会
梓川	SangMobile合同会社	松本市蟻ヶ崎台9-1	サービス業		○			支援地域 ・芳川地区、神林地区、安原地区、寿台地区、梓川地区
波田	松本ハイランド農業協同組合	松本市南松本1丁目2番16号	農業協同組合			○		支援地域 ・松南地区、島内地区、中山地区、島立地区、新村地区、和田地区、神林地区、笹賀地区、芳川地区、寿地区、岡田地区、入山辺地区、里山辺地区、今井地区、本郷地区、四賀地区、波田地区、城北地区
波田	中信土木株式会社	松本市波田2016番地1	建設業	○	○	○		支援地域 ・波田地区
波田	八光電気工事株式会社	松本市波田1813番地2	建設業	○	○			支援地域 ・波田1区、2区、3区町会
波田	新興トラスト株式会社	松本市波田9410番地1	建設業	○	○	○		支援地域 ・波田19区町会
波田	松本市波田商工会	松本市波田10098番地	その他	○	○	○	○	「その他」の内容 ・救援物資の保管・救援物資集積場所の提供 その他防災・救援活動等独自の取組（炊き出し） 支援地域 ・波田地区

市役所の主な連絡先

松本市役所 34-3000（代表）

総合戦略局

- 市ホームページ・SNS・広報まつもとに関する事。秘書広報室 34-3271
- 各種統計調査の実施に関する事。DX推進本部 統計データ担当 48-7020

住民自治局

- 町会に関する事。地域づくり支援課 34-3280
- 町会長の変更、文書配布数の変更に関する事。地域づくり支援課 34-3280
- 町会の法人化（地縁団体の認可）に関する事。地域づくり支援課 34-3280
- 防犯灯の補助金等に関する事。地域づくり支援課 34-3280
- 県民交通災害共済の会員募集に関する事。地域づくり支援課 34-3280
- 地区福祉ひろばに関する事。地域づくり支援課 34-3280
- 市民労力提供に対する原材料支給に関する事。地域づくり支援課 34-3280
- 簡易児童遊園の賠償責任保険に関する事。地域づくり支援課内
松本市町会連合会事務局 34-3280
- 外国人住民に関する事。人権共生課 多文化共生プラザ 39-1106

総務部

- 市からの配布物に関する事。行政管理課 33-4770

財政部

- 松本市民総合災害補償制度に関する事。契約管財課 34-3010
- 市有地の購入に関する事。契約管財課 34-3010
- 法人市民税（認可地縁団体の減免）に関する事。市民税課 33-4218
- 固定資産税（公民館等の減免等）に関する事。資産税課 33-4398

危機管理部

- 自主防災組織、防災全般、災害時の対応に関する事。危機管理課 33-9119
- 消防団、防犯活動に関する事。消防防災課 33-1191

健康福祉部

○ 避難行動要支援者名簿に関する事。	福祉政策課	34-3227
○ 地域福祉に関する事。	福祉政策課	34-3227
○ 民生委員・児童委員に関する事。	福祉政策課	34-3227
○ 敬老の日のお祝金に関する事。	高齢福祉課	34-3492
○ 地域包括ケアに関する事。	高齢福祉課	34-3237
○ 各種検診に関する事。	健康づくり課	34-3217

こども若者部

○ 子ども会育成連合会及び安全共済会に関する事。	こども育成課	34-3291
○ 青少年育成センター補導委員に関する事。	こども育成課	34-3291
○ 児童館・児童センターに関する事。	こども育成課	34-3261
○ 児童遊園に関する事。	こども育成課	34-3261
○ 簡易児童遊園の補助金に関する事。	こども育成課	34-3261
○ 放課後児童クラブに関する事。	こども育成課	34-3261

環境エネルギー部

○ 環境公害に関する事。	環境保全課	環境保全担当	34-3267
○ 河川等の清掃に関する事。	環境保全課	生活衛生担当	34-3024
○ 町会の一斉清掃に関する事。		環境業務課	47-1096
○ 犬や猫の死骸の処理に関する事。		環境業務課	47-1096
○ ごみの収集やごみステーションに関する事。		環境業務課	47-1096
○ ごみのリサイクルに関する事。		環境業務課	47-1096
○ 環境衛生協議会・環境衛生部に関する事。		環境業務課	47-1096

交通部

○ 交通安全教室に関する事。	自転車推進課	34-3245
○ 交通安全施設に関する事。	自転車推進課	34-3245
○ 公共交通に関する事。	公共交通課	34-3033

建設部

○ 市道の新設や改良工事に関する事。	建設課	34-3242
○ 水路、雨水渠等整備に関する事。	建設課	34-3243
○ 市道の舗装や側溝の補修に関する事。	維持課	34-3244
○ 都市公園、緑地の維持管理に関する事。	公園緑地課	34-3254
○ 緑の募金に関する事。	公園緑地課	34-3254
○ 花いっぱい運動に関する事。	公園緑地課	34-3254
○ 緑化推進委員に関する事。	公園緑地課	34-3254
○ 空き家に関する事。	住宅課	34-3246

上下水道局

○ 水道料金・下水道使用料に関する事。	水道料金センター	48-6810
○ 道路に埋設された水道管に関する事。	上水道課	48-6830
○ 道路に埋設された下水道管に関する事。	下水道課	48-6840

教育委員会

○ 学校施設に関する事。	学校教育課	33-9847
○ 児童生徒の就学に関する事。	学校教育課	33-9846
○ 町内公民館の補助金に関する事。	生涯学習課	32-1132

選挙管理委員会

○ 明るい選挙推進協議会に関する事。	選挙管理委員会事務局	34-3230
○ 選挙に関する事。（投票管理者・投票立会人の推薦・投票所の設置、啓発等）	選挙管理委員会事務局	34-3230

社会福祉協議会 27-3381

- 地区社会福祉協議会の運営・補助事業等に関する事。
- 赤い羽根共同募金に関する事。
- 日本赤十字事業に関する事。

○ 地域づくりセンター 一覧



←地域づくりセンター業務案内

センター名	設置場所	住 所	TEL	FAX
第一地区地域づくりセンター	第一地区公民館 (Mウイング)	〒390-0811 松本市中央1丁目18番1号	32-1550	32-1560
第二地区地域づくりセンター	第二地区公民館	〒390-0814 松本市本庄2丁目3番23号	39-3601	39-3602
第三地区地域づくりセンター	第三地区公民館	〒390-0811 松本市中央4丁目7番28号	36-7040	35-6344
東部地区地域づくりセンター	東部公民館	〒390-0806 松本市女鳥羽2丁目1番25号	36-8565	36-8551
中央地区地域づくりセンター	大手公民館	〒390-0874 松本市大手3丁目8番1号	39-5711	39-5712
城北地区地域づくりセンター	城北公民館	〒390-0876 松本市開智2丁目3番39号	38-0120	38-0121
安原地区地域づくりセンター	安原地区公民館	〒390-0802 松本市旭2丁目11番13号	39-0701	39-0702
城東地区地域づくりセンター	城東公民館 (ふくふくういず)	〒390-0803 松本市元町3丁目7番1号	34-0191	34-0192
白板地区地域づくりセンター	白板地区公民館	〒390-0875 松本市城西1丁目6番17-3号	35-7740	36-5497
田川地区地域づくりセンター	田川公民館	〒390-0841 松本市渚3丁目2番7号	27-3840	27-3841
庄内地区地域づくりセンター	庄内地区公民館 (ゆめひろば庄内)	〒390-0827 松本市出川1丁目5番9号	24-1811	24-1812
鎌田地区地域づくりセンター	鎌田地区公民館	〒390-0848 松本市両島5番50号	26-0206	27-2957
松南地区地域づくりセンター	松南地区公民館 (なんなんひろば)	〒399-0002 松本市芳野4番1号	26-1083	25-5337
島内地区地域づくりセンター	島内公民館	〒390-0851 松本市島内4970番地1	47-0264	40-1264
中山地区地域づくりセンター	中山公民館	〒390-0823 松本市中山3746番地1	58-5822	85-1016
島立地区地域づくりセンター	島立公民館	〒390-0852 松本市島立3298番地2	47-2049	40-1258
新村地区地域づくりセンター	新村公民館	〒390-1241 松本市新村2179番地7	48-0375	40-1625
和田地区地域づくりセンター	和田公民館	〒390-1242 松本市和田2240番地31	48-5445	40-1259
神林地区地域づくりセンター	神林公民館	〒390-1243 松本市神林1557番地1	58-2039	85-1159
笹賀地区地域づくりセンター	笹賀公民館	〒399-0033 松本市笹賀2929番地	58-2046	85-1146
芳川地区地域づくりセンター	芳川公民館	〒399-0034 松本市野溝東2丁目10番1号	58-2034	85-1057
寿地区地域づくりセンター	寿公民館	〒399-0021 松本市寿豊丘424番地	58-2038	85-1099
寿台地区地域づくりセンター	寿台公民館	〒399-0021 松本市寿豊丘649番地1	58-6561	86-7964
岡田地区地域づくりセンター	岡田公民館	〒390-0315 松本市岡田町517番地1	46-2313	45-1001
入山辺地区地域づくりセンター	入山辺公民館	〒390-0222 松本市入山辺1509番地1	32-1389	37-0258
里山辺地区地域づくりセンター	里山辺公民館	〒390-0221 松本市里山辺2943番地1	32-1077	37-0640
今井地区地域づくりセンター	今井公民館	〒390-1131 松本市今井2231番地1	59-2001	59-1004
内田地区地域づくりセンター	内田公民館	〒399-0023 松本市内田2203番地1	58-2494	85-1071
本郷地区地域づくりセンター	本郷公民館	〒390-0303 松本市浅間温泉2丁目9番1号	46-1500	45-1014
松原地区地域づくりセンター	松原地区公民館	〒399-0022 松本市松原39番地1	57-2322	85-3103
四賀地区地域づくりセンター	四賀支所	〒399-7402 松本市会田1001番地1	64-3111	64-2933
安曇地区地域づくりセンター	安曇支所	〒390-1592 松本市安曇1061番地1	94-2301	94-2918
奈川地区地域づくりセンター	奈川支所	〒390-1611 松本市奈川3301番地	79-2121	79-2903
梓川地区地域づくりセンター	梓川支所	〒390-1792 松本市梓川梓2288番地3	78-3000	78-3942
波田地区地域づくりセンター	波田支所	〒390-1401 松本市波田4417番地1	92-3001	92-7111

松本市公式メール配信サービス

松本安心ネット

防災情報をメールでお届け



配信を希望する情報を選択

- ・気象情報 長野県が配信する「気象・地震情報」等
- ・火災情報 松本広域消防局が配信する「火災・災害情報」
- ・市からの緊急情報 市が配信する「避難情報」「行方不明情報」等
- ・国からの緊急情報 全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報
- ・防犯情報 長野県警が配信する「特殊詐欺情報」「子供安全情報」等
- ・消費生活情報 消費生活センターに寄せられる「悪質商法」等の情報
- ・停電情報 中部電力PG(株)松本営業所が配信する「停電情報」

登録はコチラ



お問い合わせは、危機管理課 33-9119まで

Yahoo!防災速報

で緊急情報を配信します

スマートフォン等のアプリ「Yahoo!防災速報」から避難に関する情報等の緊急情報を配信します。

登録していただき、情報収集に活用してください。



【iPhone 版】



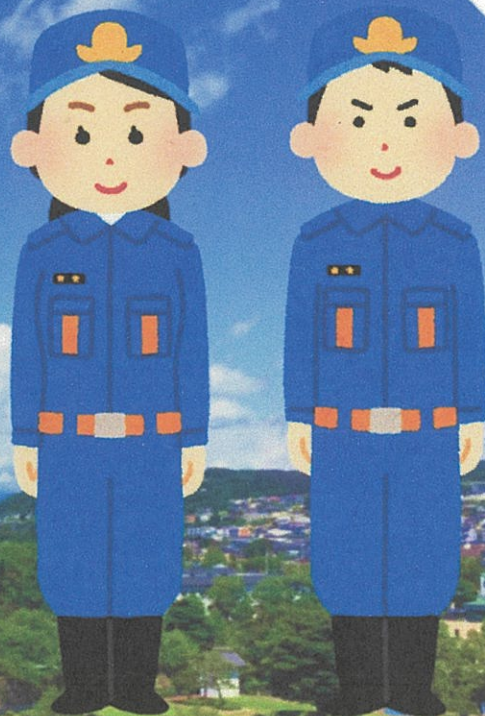
【Android 版】

消防団員 募集!

大切な人、街を

自分たちの手で

守ってみませんか?



入団資格：市内在住または在勤で、18歳以上の健康な方であれば男女問わずどなたでも入団できます。

入団申込：消防防災課、またはお近くの消防団員へ

お問合せ：☎ 33-1191（消防防災課直通）

自治会を通じた「赤い羽根共同募金」の集金について

— 長野県共同募金会の考え方と留意事項 —

市町村共同募金委員会（支会）会長 様

社会福祉法人長野県共同募金会
会長 合津 文雄

社会福祉法人長野県共同募金会（以下「本会」という。）では、赤い羽根共同募金（以下「共同募金」という。）の実施に際しまして、以下の基本的な考え方に立脚して、寄付者の自発的な意思を十分に尊重するとともに、共同募金の趣旨や意義を、地域住民により一層ご理解いただけるよう努めてまいりますので、今後とも特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

I. 判決の主要論点と本会の基本的な考え方

別紙として添付した判例の要約は、平成 19（2007）年 8 月 24 日に大阪高等裁判所において判決が言い渡され、翌平成 20（2008）年 4 月 3 日に最高裁判所第 1 小法廷が被控訴人の上告を棄却したため、二審大阪高等裁判所の判決が確定したものです。

この判例では、「希望ヶ丘自治会」では従来、組の班長や組長が各世帯を訪問して集金を行っていましたが、その負担が重くなっていたこともあり、

- ① 定期総会において、全ての会員に対して自治会費を、一律・一括 2,000 円増額する
 - ② 役員総務会では、会費増額に反対する会員に対して自治会離脱届の提出を求めるとともに、自治会未加入者に対しては町からの配布物を配布しないなどの対応をとる
- という決定をしました。

これに対して大阪高等裁判所は、自治会が会員の意思、決定とは関係なく募金を一括して一律に会費として徴収することは「事実上の強制で、社会的な許容限度を超えて」おり、したがって自治会定期総会での会費 2,000 円増額の決議について「募金に対する任意の意思決定の機会を奪うもの」とし、原告の思想、信条の自由（憲法第 19 条）を侵害して公序良俗に違反（民法第 90 条）すると判断しています。

この論点を踏まえた上で、本会としての基本的な考え方を以下に列記します。

- 1 自治会員の了解を得て会費と一緒に（自治会費に含めて一括・一律ではなく）に共同募金を集めている、事前に自治会員に賛否を確認した上で共同募金を会費に含めて集めているなど、自治会や住民の方に周知し理解をいただきながら、総意として募金運動にご協力いただいている市町村共同募金委員会（支会）におかれましては、現在の方法による共同募金活動の継続は問題がないと考えます。したがって、改めて本文に沿った説明は必要ありませんので、今後も引き続き自治会と連携しながら共同募金運動を推進していただきますようお願いいたします。
- 2 確定した判例では、自治会費として会費化すること自体がただちに違法であるとはされていませんが、特に上記論点に記載したような「事実上の強制」が伴われる場合には、判例のような問題が起きる可能性がありますので、以下の点に留意した上、共同募金活動を実施してください。

(1) 住民への周知及び理解の促進について

自治会（法人格の有無を問わず）には、それぞれの地域の特性があるため、民主的な意思決定プロセスやそれに基づく募金方法も異なるものと思われます。総会だけでなく自治会のイベント等での説明や戸別訪問による説明、パンフレット等の募金ツールの活用などを通して、地域の特性に合致した方法によって共同募金の趣旨や意義について、より一層の周知・理解と協力を図っていただくようお願いいたします。

(2) 共同募金の任意性の担保について

自治会費に含めて一括して募金を集めている場合、自治会に加入していれば共同募金も必ず支払わなければならないという誤解を自治会員に与えてしまう可能性も否定できないため、共同募金は任意の募金であることを明示する、あるいは共同募金用の封筒を使用する、などの工夫が必要となります。判例においても「募金及び寄付金はすべて任意で行われるべきもの」とされており、あくまでも、共同募金は、寄付者の自発的な協力を基礎とする旨を十分に周知いただき、募金の任意性を確保していただきたいと考えます。当時の厚生労働省の担当者も「共同募金は地域の助け合いであり、あくまで自発的なもの。強制にならないよう注意していただきたい」とコメントしています（朝日新聞平成 19（2007）年 8 月 25 日付夕刊：東京版）。

また、自治会等で集めていただきました募金につきましては、すでに多くの自治会で対応されていると思いますが、一例として、仮に会費の名目で集金している場合でも会費収入とは別会計とする、あるいは同一会計内であっても別科目（預り金）などとして経理・管理することにより、会費とは別の「募金」としての性格を確保することが可能となります。

Ⅱ. 地域福祉推進と共同募金の意義について

共同募金は、昭和 22（1947）年、戦後の混乱期に戦災孤児たちの支援等を目的として、当時の厚生省の調整により「国民たすけあい共同募金運動」として開始されたものです。その後現行憲法の下で昭和 26（1951）年に制定された社会福祉事業法において、第一種社会福祉事業に位置付けられました。さらに、平成 12（2000）年に改正・改称された社会福祉法では、共同募金は、①都道府県の区域を単位として、毎年 1 回、厚生労働大臣の定める期間内に限ってあまねく行う寄付金の募集であり、②その区域内における地域福祉の推進を図るため、そこで集められた寄附金をその区域内において社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者に配分することを目的（社会福祉法第 112 条）とすると規定されています。「公費の及ばないところのニーズ」に対応する共同募金運動は、地域の自治会や町内会等の協力による住民相互のたすけあいに支えられ、わが国の伝統として社会に根付いてきた募金です。

また、共同募金は、あらかじめ募金の目標額、配分を受ける方の範囲や配分の方法を定め、地域の福祉のための、募金と配分に関する計画を立てて行われる募金、いわゆる計画募金です（同法第 119 条）。このように、法律に定められた募金と配分のしくみは共同募金のみであり、将来にわたり社会に継承していくべき重要な国民の財産、いわば、すなわち「公器」であるといえます。

社会福祉法の施行以降、福祉施設や自動車の整備などに共同募金を配分していましたが、これに公費が投入されるようになり、地域で草の根の活動を行っているボランティアグループ、NPO 等による公益的な活動に配分はシフトしてきました。とりわけ近年では、自然災害への意識の高まりから自治会単位での自主防災組織の立ち上げが続き、必要な備品への需要が顕著

に増えてきています。本県では、令和元（2019）年東日本台風（台風 19 号）災害により、各地に甚大な被害がもたらされましたが、共同募金は、災害時の見舞金やボランティアセンターの運営費補助などを通じて被災地（者）支援を行ってきました。現代社会は、コロナ禍や災害等によって、生活課題を抱える状況が、誰の身にも起こりうるという特性を有しています。

そのような意味で共同募金には、「明日はわが身・困ったときはおたがいさま」という、共同意識や相互扶助の精神が根底に流れているのです。

最後に、共同募金と自治会の関係について「自治会は、会員相互の親睦を図ること、快適な環境の維持及び共同の利害に対処すること、会員相互の福祉・助け合いを行うことを目的として設立された団体」（最高裁判所平成 17（2005）年 4 月 26 日）であり、一方の共同募金は助け合いによる地域福祉の推進を目的としていますので、自治会の目的から外れるものとはいえないと考えます。共同募金運動を通じて共生意識の定着を図るとともに、より一層地域連帯を深めていけるよう、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

令和 5（2023）年 9 月 28 日

(別紙)

自治会費の増額による募金及び寄付金への充当に対する判例(要約)

滋賀県甲賀市甲南町「希望ヶ丘自治会」における自治会費の増額決議を無効とする大阪高等裁判所判決(控訴人:当該自治会員5名(以下「X」という。))ほか代理人弁護士、

被控訴人:当該自治会及び代表者会長(以下「Y」という。))ほか代理人弁護士)

主 文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 Yの定期総会でなされた、自治会費を年6,000円から年8,000円に増額する旨の決議が無効であることを確認する。
- 3 XらのYに対する会費の支払い債務は、年額6,000円を超えて存在しないことを確認する。
- 4 訴訟費用は、第1・2審とも、Yの負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨 主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 Yが平成18年3月26日開催の定期総会にて自治会費を年6,000円から年8,000円に増額する旨の決議(以下「本件決議」という。)をした事実に対し以下の点を求めた事案である。

① 本件決議が無効であることの確認

→ 本件決議はXらの思想及び良心の自由等を侵害し公序良俗に違反すると主張した。

② 会費の支払い債務が年6,000円を超えて存在しないことの確認

→ 原審(大津地方裁判所)は、本訴請求のうち、②については①の請求に当然に含まれるから、この部分に係る訴えを却下し、①についても、理由がないとしてこれを棄却した。

- 2 前提事実(争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実)

(1) Xらは、いずれもYの会員である。

(2) Yは、「地縁による団体(地方自治法第260条の2)」として認可を受け法人格を取得している。なお、平成18年頃のYの会員世帯数は、対象区域内の世帯の約88.6パーセントに当たる939世帯であった。

(3) Yは、定期総会において、自治会費を年6,000円から年8,000円に増額する旨の決議(本件決議)をした。

(4) 本件決議による増額分の会費2,000円は、Yにおいて他の自治会費6,000円とは別に管理し、その全額を、小学校教育後援会、中学校教育後援会、赤い羽根共同募金会、甲賀市緑化推進委員会(緑の募金)、社会福祉協議会、日本赤十字社及び県共同募金会(歳末たすけあい運動)(以下「本件各会」という。)への募金や寄付金に充て、翌年度には繰り越さないことが予定されていた。

第3 争点に対する当裁判所の判断

1 事実経過

証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) Yの歳入は入会金、会費、雑収入及び寄付金を充当し、会員は1世帯あたり年間6,000円の会費を納入するものとされ、会費の納入は会員の義務とされているが、納入しない会員

に対する資格喪失等の明文の規定はない。

- (2) Yにおいては、従前、本件各会からの募金や寄付金の協力要請を受けて、毎年、組の組長が各会員の世帯を訪問して集金し、本件各会に対してこれを支出していた。

しかし、本件各会によって、募金及び寄付金の集金に応じたり応じなかったり、区別する世帯も存在した。また、集金の際、快くこれに応じる会員がある一方、協力を断る会員もあり、班長や組長への就任を避けるため、Yを休会する会員もいた。

- (3) そこで、Yの執行部は、班長や組長の負担を解消するため、定期総会において、本件各会に対する募金及び寄付金を会費として徴収する議案を提出したが、賛成と反対の意見が対立して収拾できなくなり継続審議とされた。

そして、翌年のYの定期総会において、代議員 117 名のうち、87 名が出席し（委任状による出席者 20 名を含む。）、賛成多数により本件決議がなされたが、反対者 9 名、保留者 5 名程度がいた。

- (4) 同年Yの役員総務会（役員及び組長により構成される総会に次ぐ議決機関）が開催されたが、そこでは本件決議を受けて、年会費 8,000 円を 4 期に分けて集金すること、会費増額に反対して支払いを拒否する会員には、自治会離脱届の提出を求めること、募金や寄付金の集金業務は本年度より廃止することなどが確認された。

- (5) その後、本件決議及び上記役員総務会の確認に基づき、班長や組長が各世帯を訪問し、改定後の会費の集金を行った。しかし、自治会員らは、増額分を支払いたくないとして、これを除いた会費分（6,000 円分）を支払おうとしたが、受取を拒絶された。Yは、このような会員については、会費全額について保留の扱いとしている。

- 2 ところで、本件決議に係る増額分 2,000 円は、本件各会への募金及び寄付金に充てるために集金され、集金後その年度内に本件各会に募金及び寄付金として支払われることが予定されていたものである。しかし、募金及び寄付金は、その性格からして、本来これを受け取る団体等やその使途いかに問わず、すべて任意に行われるべきものであり、何人もこれを強制されるべきものではない。従前募金及び寄付金の集金に協力しない会員も多く、本件各会ごとに態度を異にする会員がいる中で、班長や組長の集金の負担の解消を理由に、これを会費化して一律に協力を求めようとする自体、Yの団体の性格からして、さまざまな価値観を有する会員が存在することが予想されるのに、これを無視するものである上、募金及び寄付金の趣旨にも反するものといわざるを得ない。

また、少額とはいえ、経済状態によっては、義務的な会費はともかく、募金及び寄付金には一切応じない、あるいは応じられない会員がいることも容易に想像することができるところである。募金及び寄付金に応じるかどうか、どのような団体等又は使途について応じるかは、各人の属性、社会的・経済的状況等を踏まえた思想、信条に大きく左右されるものであり、仮にこれを受ける団体等が公共的なものであっても、これに応じない会員がいることは当然考えられるから、会員の募金及び寄付金に対する態度、決定は十分尊重されなければならない。

したがって、そのような会員の態度、決定を十分尊重せず、募金及び寄付金の集金にあたり、その支払いを事実上強制するような場合には、憲法第 19 条に規定される思想、信条の自由の侵害の問題が生じ得る。同時に、そのような強制の様態等からして、これが社会的に許容される限度を超えるときには、民法第 90 条の公序良俗違反としてその効力が否定される場合があり得るというべきである。本件決議は、本件各会に対する募金及び寄付金を一括して一律に会

費として徴収し、その支払いをしようとするものであるから、これが強制を伴うときは、会員に対し、募金及び寄付金に対する任意の意思決定の機会を奪うものとなる。

次にYは、全世帯の約88.6パーセントが加入する地縁団体であり、その活動は、極めて広範囲に及んでおり、地域住民が日常生活を送る上において欠かせない存在であること、自治会未加入者に対しては、①町からの配布物を配布しない、②災害、不幸などがあった場合、協力は一切しない、③今後新たに設置するごみ集積所やごみステーションを利用することはできないという対応をすることを三役会議で決定していることからすると、会員の脱退の自由は事実上制限されているものといわざるを得ない。

そうすると、本件決議に基づく増額会費名目の募金及び寄付金の徴収は、募金及び寄付金に応じるか否か、どの団体等になすべきか等について、会員の任意の態度、決定を十分尊重すべきであるにもかかわらず、会員の生活上不可欠な存在である地縁団体により、会員の意思、決定とは関係なく一律に、事実上の強制をもってなされるものであり、その強制は社会的に許容される限度を超えるものというべきである。

したがって、このような内容を有する本件決議は、Yの会員の思想、信条の自由を侵害するものであって、公序良俗に反し無効というべきである。

3 結 論

Xらの本訴請求中、本件決議の無効確認を求める部分は理由があり、そして、本件決議が無効（第2-1-④）である以上、Xらの会費の支払い債務が年6,000円を超えて存在しないものというべきであるから、その確認（第2-1-⑤）を求める部分も理由があり、いずれも認められるべきである。よって、これと結論を異にする原判決を取り消し、Xらの上記請求をいずれも認めることとし、主文のとおり判決する。

赤い羽根共同募金の取りまとめにあたっての留意事項（要約）

令和5年9月13日

社会福祉法人 長野県共同募金会
松本市共同募金委員会
会長 春日 孝介

1 基本的事項

募金はいくまで任意であり、寄付者（町会員）の自発的な意思によって行うことを町会総会の場、イベントや各種お知らせ文で十分に説明・周知を行い、町会員の理解を得ることが必要です。

また、集金方法については、あらかじめ総会で議決していただくことが望ましいです。

2 取りまとめ方法別の留意事項

(1) 町会費に含めて募金を一括で集めている場合

ア 年度当初等の町会総会において、町会費に含めて募金を集めることを議決したうえで、町会費の集金で各戸を伺う際は、寄附者が募金に対して「する、しない」を自由に選択できる方法で町会費の集金をする必要があります。

イ 町会費のお知らせ文等で、募金は任意であること、募金の意思がない場合は町会費のみを納入していただくことを集金前にご周知ください。

ウ 募金する意思がない世帯からは、町会費のみ集金する、または募金にあたる額を返金する等の対応をお願いします。

(2) 募金用封筒による募金

ア あらかじめ募金のお知らせなどと一緒に共同募金専用の封筒を各戸に配布する募金方法であり、募金の任意性を確保できる望ましい集金方法です。

イ 町会費と一緒に集金する際でも、封筒の提出がない場合は募金の意思がないと判断するなど強制感の無い集金とするよう配慮が必要です。

ウ 当会で作成している共同募金専用封筒の金額欄には、「記入は自由です」と記述してありますので、集金時に未記入の場合、金額の記入を強制したり、開封して金額を確認することのないよう配慮が必要です。

(3) 町会役員・組長等による戸別集金（上記封筒募金を除く）

ア 町会費の集金と一緒に募金の集金を行う場合は、町会費に含めて集金が行われたように誤解されない配慮が必要です。

イ 募金は任意であることに留意し、強制感のない集金となるよう配慮が必要です。

3 共通事項

集めていただいた募金については、町会費と別会計にする、同一会計であっても別科目（収入の部では預り金・支出の部では募金等）として経理・管理していただくなどにより、町会費とは別の金員として取り扱うことで募金の任意性を担保できます。

ごみステーションの維持管理・利用に係るQ & A

1 町会に未加入の人がごみステーションを利用することについて

- (1) 町会に未加入の人から、「ごみステーションを利用したい」、町会を脱退する人から、「ごみステーションを継続して利用したい」と相談がありました。町会に未加入の人は、町会管理のごみステーションを利用できないということで良いのでしょうか。

【基本的な市の考え方】

- ▶ ごみステーションの設置やごみステーションを清潔に維持管理するためには、一定の労力や費用がかかります。
- ▶ そのような中で、ごみステーションの設置、管理運営は町会の皆様をお願いしていることから、まずは町会における考え方が重要であると認識しています。
- ▶ ただし、市としては、町会等の団体に所属している人に限らず、町会等の団体に未加入の方にも、ごみステーションの管理運営に関する費用や労力など、設置者、管理者と同程度の負担を担っていただいたうえで、共同で利用できるような環境整備をお願いしたいと考えています。

【回答】

- ▶ ごみを捨てることは誰しものが生活に欠かせない行動であるため、上述の市の基本的な考え方を参考に、町会に未加入の人であっても、ごみステーションの清掃や維持管理に係る一定の費用負担などを行うことを条件として、ごみステーションを利用できるような体制を町会内で構築していただければと思います。
- ▶ 他町会の事例等は、環境業務課にご相談いただければ、情報提供いたします。
- ▶ なお、本回答は、町会の考え方で「町会に未加入の人が、労力や費用の負担をせずにごみステーションを利用できるようにする」ことを妨げるものではありません。
- ▶ また、ごみ出しだけではなく町会加入の利点等もご説明いただき、ぜひ町会の加入を促していただければと思います。

- (2) 町会に未加入の人が、町会管理のごみステーションを勝手に利用していることを把握したのですが、どのようにしたら良いのでしょうか。

【回答】

- ▶ (1)の回答と同様、町会に未加入の人であっても、一定の負担などを条件にごみステーションを利用できるような方向性で、まずは相手方と話し合いをお願いできればと思います。
- ▶ なお、話し合いをせずに、ごみステーションの利用を一方的に禁止するような言い方はトラブルにつながりますので、避けていただきますよう、お願いいたします。
- ▶ ステーション管理者（町会長、衛生部長、当番等）でごみ袋などを開封して、町会に未加入の人を特定（把握）することは決してしないでください。

- (3) 町会に未加入の人と、ごみステーションの利用について話し合いを行いました、ごみステーションの維持管理に係る負担をしたくないと言われました。どうしたら良いでしょうか。

【回答】

- ▶ 環境業務課（0263-47-1096）までご連絡ください。
- ▶ 町会と町会に未加入の人との話し合いに環境業務課で参加するなど、町会と一緒に双方が納得できる解決方法を考えていきます。
- ▶ 町会に未加入の人に対して費用負担を依頼している場合には、その負担額の設定根拠などを、できる限り明確にしておいていただきますよう、お願いいたします。
- ▶ なお、ごみステーションにおける個々の事情により、ごみステーションの利用に対して一定の負担を拒否した人には、ごみステーションを利用する権利が認められない可能性もありますが、その判断基準は一律ではありません。
- ▶ したがって、ごみステーションを利用する権利の判断にかかわらず、まずは町会に未加入の人と対話をすべきと考えています。市としても話し合いに参加しますので、解決に向けてご協力いただきますよう、お願いいたします。

地域づくりに関係する補助金・交付金の目的別索引

○公園や道路などハード事業に関すること

	目的等	申請者	名称	担当課	ページ
1	町会で新たに簡易児童遊園を設置したい。	町会	簡易児童遊園設置改修補助事業	こども育成課	48
2	町会で維持管理する簡易児童遊園の整備・改修をしたい。	町会	簡易児童遊園設置改修補助事業	こども育成課	48
		町会	町会児童遊園整備事業補助金	松本市社会福祉協議会	49
3	町会管理の駐車場のアスファルトに空いた穴を補修したい。	地縁団体、施設利用者等	市民労力提供に対する原材料等支給	地域づくり支援課	47
4	認定外道路や水路の補修等をするための材料がほしい。	町会長	認定外道路・の補修等に関する材料の支給	維持課	49
5	私道等の整備をしたい。	町会長	私道等整備補助金	維持課	50
6	生活道路や通学路、横断歩道に凍結防止剤を撒きたい。	町会長 ※ 町会未加入者は個人	市道に散布する凍結防止剤の支給	維持課	50

○町内公民館

	目的等	申請者	名称	担当課	ページ
1	町内公民館を新築したい。	町会	町内公民館整備事業補助金	生涯学習課	52
2	町内公民館を建替える。	町会	町内公民館整備事業補助金	生涯学習課	52
		市が認めるコミュニティ組織（町会等）	コミュニティーセンター助成事業（※上記と併用可）		53
3	町内公民館をリフォームしたい。	町会	町内公民館整備事業補助金	生涯学習課	52
4	町内公民館のトイレを洋式にしたい。	町会	町内公民館整備事業補助金	生涯学習課	52
5	町内公民館の備品（長机等）を購入したい。	市が認めるコミュニティ組織（町会等）	一般コミュニティ助成事業	地域づくり支援課	53

○環境・衛生

	目的等	申請者	名称	担当課	ページ
1	ごみステーションの設置及び改修をしたい。	町会、市が認める資源物集団回収を実施する団体	ごみステーション建設補助金	環境業務課	48
2	町会管理のごみステーションの床材を張り替えたい。	地縁団体、施設利用者等	市民労力提供に対する原材料等支給	地域づくり支援課	47
3	町会管理の花壇へ土の補充を行いたい。	地縁団体、施設利用者等	市民労力提供に対する原材料等支給	地域づくり支援課	47

○防災・防犯

	目的等	申請者	名称	担当課	ページ
1	避難運営訓練の際に炊き出し訓練を実施したい。	自主防災組織 地区町会連合会 地区防災連合会 避難所運営委員会	防災活動支援補助金	危機管理課	40
2	町会で防災用備蓄食料や簡易トイレを購入したい。	自主防災組織	防災活動支援補助金	危機管理課	51
3	地区で防災講習会を実施するにあたり講師へ謝礼を払いたい。	自主防災組織 地区町会連合会 地区防災連合会 避難所運営委員会	防災活動支援補助金	危機管理課	40
4	公民館に防災備品と格納する防災倉庫を整備したい。	自主防災組織	防災活動支援補助金又は地域防災組織育成事業	危機管理課	51 54
5	災害に備えて無線機を整備したい。	自主防災組織	防災活動支援補助金又は地域防災組織育成事業	危機管理課	51 54
6	地区で防犯カメラを設置したい。	町会連合会	地区町会連合会防犯活動費交付金	消防防災課	39
7	町会で新たに防犯灯を設置または更新したい。	町会	防犯灯設置等及び管理事業補助金	地域づくり支援課	46

○高齢者

	目的等	申請者	名称	担当課	ページ
1	地域住民の健康づくり（健康体操等）に関する活動を行いたい。	市内を拠点とする、3人以上の任意団体	地域福祉活動推進事業交付金等	福祉政策課	55
2	高齢者の家事支援を行うために支援を受けたい。	市内を拠点とする、3人以上の任意団体	地域福祉活動推進事業交付金等	福祉政策課	55
		地区社会福祉協議会	つむぎちゃんプラン助成金	松本市社会福祉協議会	43
3	高齢者の居場所づくりのため、お茶飲みサロンを行いたい。	市内を拠点とする、3人以上の任意団体	地域福祉活動推進事業交付金	福祉政策課	55
		地区社会福祉協議会	つむぎちゃんプラン助成金	松本市社会福祉協議会	43
4	認知症カフェを開設したい。	団体 個人	認知症カフェ開設・運営助成事業	高齢福祉課	56
5	足が不自由なため病院や近くのスーパーまで送迎してほしい。	地区社会福祉協議会	つむぎちゃんプラン助成金	松本市社会福祉協議会	43

○子ども・若者

	目的等	申請者	名称	担当課	ページ
1	公民館や個人宅において、子どもや保護者の生活相談を行いたい。	町会 非営利活動団体等	子どもの居場所づくり推進事業交付金	こども福祉課	57
2	子ども食堂を開きたい。	町会 非営利活動団体等	子どもの居場所づくり推進事業交付金	こども福祉課	57
3	夏休みに子どもの学習支援活動を行いたい。	町会 地区関係団体 非営利活動団体等	学都松本寺子屋事業交付金	教育政策課	58
4	若者が主体となって地域住民とイベントを実施したい。	若者が主体となって活動する団体等	若者チャレンジ応援事業補助金	若者参画課	59
5	地区で子育てサロンを開催したい。	地区社会福祉協議会	つむぎちゃんプラン助成金	松本市社会福祉協議会	43

○その他

	目的等	申請者	名称	担当課	ページ
1	地域の課題解決や活性化を行いたい。	緩やかな協議体 町会連合会 上記に準ずる団体等	地域重点プロジェクト 事業補助金	地域づくり支援課	6 1
2	町会の活性化を行いたい。	町会	地域チャレンジ応援事業補助金（町会チャレンジ部門）	地域づくり支援課	6 2
3	地域の活性化を行いたい。	市民活動団体	地域チャレンジ応援事業補助金（一般チャレンジ部門）	地域づくり支援課	6 2